

平成24年第8回横手市議会12月定例会会議録

議事日程（第1号）

平成24年11月26日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長報告について
- 第 4 市長の当面の市政運営についての所信説明
- 第 5 報告第 37号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 6 報告第 38号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 7 同意第 2号 公平委員会委員の選任について
- 第 8 承認第 11号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横手市一般会計補正予算（第7号））
- 第 9 議案第122号 横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第10 議案第123号 横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 第11 議案第124号 横手市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
- 第12 議案第125号 横手市道路の構造の技術的基準等を定める条例
- 第13 議案第126号 横手市営住宅及び共同施設整備基準条例
- 第14 議案第127号 横手市屋外広告物条例
- 第15 議案第128号 横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 第16 議案第129号 横手市金沢中野財産区管理会条例
- 第17 議案第130号 横手市老人憩の家設置条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第131号 横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第132号 横手市環境保全条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第133号 横手市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第134号 横手市商店街振興駐車場設置条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第135号 横手市集落排水施設条例及び横手市集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例

- 第23 議案第136号 横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第137号 横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第138号 横手市単独住宅条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第139号 横手市下水道条例等の一部を改正する条例
- 第27 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（十文字町仁井田総合コミュニティセンター）
- 第28 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（いきいきの郷）
- 第29 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（雄水苑）
- 第30 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（憩寿園）
- 第31 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（鶴寿苑）
- 第32 議案第145号 横手市土地開発公社の解散について
- 第33 議案第146号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について
- 第34 議案第147号 平成24年度横手市一般会計補正予算（第8号）
- 第35 議案第148号 平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第36 議案第149号 平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第37 議案第150号 平成24年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第38 議案第151号 平成24年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 第39 議案第152号 平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）
- 第40 議案第153号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）
- 第41 議案第154号 平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第42 議案第155号 平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第43 議案第156号 平成24年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

出席議員（29名）

1 番	木 村 清 貴	2 番	佐 藤 誠 洋
3 番	高 橋 聖 悟	4 番	土 田 百合子
5 番	青 山 豊	6 番	齊 藤 勇
7 番	立 身 万千子	8 番	鈴 木 勝 雄
9 番	小 野 正 伸	10番	遠 藤 忠 裕
11番	土 田 祐 輝	12番	高 橋 大

13番	小 沢 秀 宏	14番	堀 田 賢 逸
15番	佐 藤 德 雄	16番	佐々木 誠
17番	菅 原 惠 悦	18番	齋 藤 光 司
20番	佐 藤 清 春	21番	佐 藤 忠 久
22番	寿松木 孝	23番	播 磨 博 一
24番	佐々木 喜 一	25番	佐 藤 功
26番	塩 田 勉	27番	奥 山 豊
28番	阿 部 正 夫	29番	高 橋 勝 義
30番	田 中 敏 雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市 長	五十嵐 忠 悦	副 市 長	鈴 木 信 好
副 市 長	佐 藤 良 吉	教 育 長	高 橋 準 一
総務企画部長	浮 嶋 伸	財 務 部 長	石 山 清 和
市民生活部長	小 丹 茂 樹	健康福祉部長	柴 田 恒 宏
産業経済部長	遠 藤 久 志	建 設 部 長	照 井 康 晴
上下水道部長	鈴 木 弘 志	教育総務部長	小 川 良 平
教育指導部長	佐々木 孝 雄	消 防 長	泉 田 榮 次
市立横手病院 事務局長	佐 藤 正 弘	市立大森病院 事務局長	金 澤 和 彦
総務企画部次長 兼 人事課長	皆 川 規 和	総務企画部次長 兼 市長公室長	小田嶋 利 宏
総務企画部 総務課長	佐 藤 亮	総務企画部 経営企画課長	高 橋 嘉
財務部財政課長	三 浦 淳	横手地域局長	石 山 昭 一
増田地域局長	遠 藤 晴 美	平鹿地域局長	眞 田 正 照
雄物川地域局長	福 岡 新 作	大森地域局長	高 山 勇 光
十文字地域局長	鈴 木 淳 悦	山内地域局長	照 井 礼 司
大雄地域局長	鈴 木 康 和		

事務局職員出席者

事務局 長	高 橋 実	主 幹	佐 藤 しげ子
総務担当 副主査	安 藤 祐美子	議事調査担当 主査	長 瀬 肇
議事調査担当 主任	藤 井 健 一		

◎開会及び開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

8番鈴木勝雄議員から遅刻する旨の届出があります。

ただいまから、平成24年第8回横手市議会12月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○佐藤清春 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、24番佐々木喜一議員、25番佐藤功議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○佐藤清春 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月12日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は17日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○佐藤清春 議長 日程第3、議長から議長報告、監査委員から例月現金出納検査報告書、平成24年度随時監査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○佐藤清春 議長 日程第4、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成24年12月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考えとして所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、近年、異常な気象が多発しており、本市でも気温の高い日が続くなど記録的な猛暑となり、9月中旬まで厳しい残暑となりました。

繰り返されるこうした極端な気象現象を想定しながら、雪の季節を迎えるに当たり、2年連続の豪雪による教訓を生かし、行政としてやるべきことをしっかりやり抜くとともに、市民の皆様のお知恵もお借りしながら雪対策に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、欧州債務問題や世界経済の低迷が長引く中で、景気回復と雇用問題が最大の争点となったアメリカの大統領選挙では、「公平な社会」が必要だと訴えたオバマ氏が再選されました。これと重なって中国では、共産党大会が閉幕し、胡錦濤総書記から習近平氏が最高指導者の地位を引き継ぐことになり、さらには韓国でも12月の大統領選挙で新政権が誕生するだけに、日本経済に直接的な影響のある各国の今後の変革を注視していく必要があると考えております。

我が国でも、先日の臨時国会で野田首相は、国の予算執行に不可欠な公債発行特例法案や衆議院選挙制度改革関連法案などの成立を受け、消費税の引き上げによる国民負担を強いるだけでなく、国会議員自身も「身を切る改革」と称し、衆議院定数削減の実現を目指して最後の協力の呼びかけを行い、衆議院を解散いたしました。国民から期待された戦後初の選挙による政権交代は、実現から3年余りでの解散となり、震災からの復興や経済対策など、課題が山積する中で衆議院選挙が行われます。次期政権には政治の混乱を終結させ「決められない政治」から脱却し、日本再生に向けてのビジョンと責任ある具体的な政策を進めることを望んでいるところであります。

なお、赤字国債の発行に必要な公債発行特例法案が先送りされたことで、地方交付税の交付のおくれが地方財政にも深刻な影響を与えております。本市でも普通交付税の遅延による資金不足を懸念しておりましたが、今月19日に普通交付税が交付されたところであります。

次に、不透明感が増す国内の経済情勢のみならず、本市においても経済・雇用対策は喫緊の課題であり、地に足を着けた産業振興を図る必要があると考えております。そして、雇用を守り、暮らしに安心感をもたらすことが重要であります。

国の経済再生戦略では、日本再生を担う人材育成やイノベーションの創造に力を入れるとともに、新たな経済対策の一つとして情熱のある若者を担い手として呼び込むなど、農林漁業の6次産業化を目指しております。こうした背景の中で、県内でも金融機関が農家を総合的に支援する農業関連法人を設立する動きがあり、市では10月1日付で職員1人を派遣いたしました。

民間企業のノウハウを学びながら、市で進める食・農業・観光をテーマとした事業の一環として、6次産業化の推進や新規就農者の育成と雇用の創出に努めてまいりたいと考えております。また、県と協議を進めている市西部地域への多機能型直売所設置構想とのかかわりも視野に入れながら、将来にわたって持続可能な力強い農業を目指し、「食と農からのまちづくり」を進めてまいります。

また、このたび浜松市に本社を置く渥美工業株式会社が子会社である本市の秋田渥美工業株式会社の敷地内に、自動車の関連部品を生産する直営工場を新設する計画を公表いたしました。この工場は来年4月の稼働を目指しており、来年度中に10人を新規雇用する予定とのことです。

厳しい経済情勢が続く中、本当にありがたいことだと思っており、今後は円滑に事業が進展するよう

支援するとともに、企業振興条例に基づく各種助成を実施してまいります。

2つ目の、平成25年度予算編成方針についてであります。

平成25年度の予算編成方針であります。まず歳入では、たばこ税の増収を考慮に入れても、国内外の景気の停滞や今後の下振れ懸念、雪害等の度重なる自然災害の影響などにより、市税収入の伸びを見込むことができない状況にあります。

また、地方交付税についても、総務省では前年度を下回らないよう地方交付税総額を確保する方針としていますが、同省の平成25年度予算概算要求の仮置き計数では1.5%の減となっており、増額を見込めない状況であります。

一方、歳出予算では、扶助費などの社会保障関連予算の増額が見込まれる中で、学校統合事業、廃棄物処理統合施設整備事業などの必要不可欠なハード整備事業を継続する予定としており、歳出の抑制を図ってもなお一般財源で7億円強の財源不足を生ずるものと考え、財政調整基金の取り崩しを前提に、枠配分方式の分権型予算編成による作業に着手しております。一般財源の見込み額については、前年度比0.1%減の331億1,297万円、標準事業枠に関しては、一般財源ベースで前年度比0.5%増の45億5,380万円としております。

予算編成に当たっては、「幸せな地域社会」の実現を基本方針として、次の地域課題への対処などを図ってまいります。

1つ目に、6次産業化などによる地域産業の振興と雇用の確保。

2つ目に、防災・減災などの安全安心対策。

3つ目に、平泉文化源流・増田地区伝建推進等の観光振興であります。

次に、建設事業枠では、国県補助事業・単独起債事業・純単独事業の合計で、前年度比19.7%の増としており、公共施設等の整備を図ります。

また、地域振興枠についても総額で2億3,000万円を措置し、元気の出る地域づくり事業を推進してまいります。

財源とマンパワーの制約のほか、今後の合併算定替特例終了や人口減少などによる普通交付税を含む歳入の減少が確実に予想される中で、めり張りのある予算案を作成するためには事務事業の精査並びに事業の選択・集中が不可欠であります。そのため、各部局で公助、共助、自助のすみ分けを適正に判断し、配分された予算の枠内で知恵を絞り、平成25年度予算編成を進めることとしております。

3番目の、新たな施策等への取り組みについてであります。

(1)指定管理している介護福祉施設の取り扱いについてであります。

市では現在、特別養護老人ホームとデイサービスセンターの介護福祉施設9施設について指定管理者制度を導入し、社会福祉法人が持つ専門的な知識や経験を生かした効率的な管理運営を行っているところであります。

同時に、今後の管理運営のあり方については、将来とも『公設・民営』が最善の手法かどうか、すべ

てを社会福祉法人にゆだねることが可能かどうかなどを含めて検討してまいりました。

その結果、これら9施設については、より質の高い介護サービスの提供と管理経費の削減を図るため、社会福祉法人に直接管理運営をお願いすることが望ましいと判断いたしました。

このため、指定管理者である社会福祉法人の意向などをお聞きしながら、来年度中に譲渡に向けた協議を進めることができるよう今議会に指定期間が今年度で終了する特別養護老人ホーム「憩寿園」などの4施設について、指定期間を平成26年3月31日までとする指定期間変更の議案を提案しておりますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

(2)「Bizサポートよこて」の開設についてであります。

12月3日に「Bizサポートよこて」を開設いたします。

この施設は市内で起業しようとする方、また起業して間もない方に安い料金で事務室を提供するとともに、独立に向けて支援を行う、いわゆる「インキュベーションオフィス」と呼ばれているものです。

横手地域平和町の民間ビルの1室を借り上げ、初めて起業する方にはオープンスペースを、また事業を本格的に実施する方にはパーティションで仕切った個室を提供し、相談、支援を実施いたします。

なお、隣の部屋は横手市雇用創出協議会が商品の開発から販売までの実践活動を行う事務所となっており、協議会の職員であるインキュベーション・マネージャーなどに随時相談することができます。

今後は、施設の相談機能向上のため秋田県産業支援センターや公益財団法人あきた企業活性化センターなどの関係機関との連携を深め、1人でも多くの方が起業できるよう支援に努めるとともに、地域の雇用改善につながる新たな施策について検討してまいります。

(3)の韓国ドラマ「アイリスⅡ」（仮称）のロケ誘致についてであります。

平成21年に撮影・放送された韓国ドラマ「アイリス」は、本市で雪国のシーンが撮影され、韓国はもとより国内においても大ヒットし、国内外から多くの観光客が訪れたところです。

今回、かねてから話題のあった当該ドラマの続編である「アイリスⅡ」（仮称）の制作に伴う韓国での撮影が既に始まっております。そして前回に続き雪国でのシーンが秋田県内で撮影されることになり、撮影地を決定するため、間もなく制作会社による県内の現地調査が実施されることになっています。

市では、これまでに制作会社社長への面会や、撮影候補地としての資料提供など県と一緒に積極的に関与を進めてきたところです。

撮影地の一つに選定された場合、1月下旬から2月上旬にかけて県内での撮影が実施される予定であり、主演の俳優を含む最大で100人規模の撮影隊が本市にも入ることが想定されます。

このため、撮影隊をサポートする体制を整えるとともに、今議会に撮影隊の受け入れに伴う必要な経費について補正予算を計上しております。

(4)の下水道事業の計画変更と浄化槽事業の制度統一についてであります。

生活環境と公共用水域の保全を図る目的で実施しております下水道事業につきましては、平成23年度末で整備率が69.7%となっておりますが、今後、整備が計画されている地区は家屋が分散しているため、

この間を連結する下水道管の延長が長くなることや、地形によっては中継ポンプを設置する必要があるなど、建設コストが高くなる地区が多く残っております。

こうしたコストの高い地区で事業を継続することは、建設投資額に見合う収益の増加が見込めないため、公営企業の財政を悪化させるおそれがあります。また、近年は、浄化槽の処理機能が向上し、水質浄化に関する整備効果は下水道と同等となっていることから、下水道整備区域を可能な限り縮小して、浄化槽事業へシフトする新たな生活排水処理構想を策定いたします。

下水道事業計画変更の内容としましては、下水道から浄化槽へ変更する区域は、横手、増田、平鹿、雄物川、十文字及び大雄地域の508ヘクタール、また、新たに下水道を整備する区域は、横手地域の三本柳地区、平鹿地域の石成地区など117ヘクタールで、今後の全体事業費は76億2,100万円減の27億5,000万円を見込んでおります。

この計画の見直しは、下水道事業経営協議会の了承をいただいております。地域づくり協議会には順次説明を行っております。今後は、来年3月の県知事協議に向けて業務を進めてまいります。

浄化槽事業につきましては、市町村合併前から平鹿・雄物川地域で取り組んでいる市が浄化槽を設置する事業、いわゆる市設置型が、ここ数年設置基数の減少が顕著となり、事業の目的である面的な整備の効果が低下していることなどから、その役割は終えたと判断したところであります。そのため、平成25年度より各家庭で浄化槽を設置していただき、市が補助金を交付する個人設置型の浄化槽設置整備事業に制度を統一する方針であります。

今後は、各家庭で使用する浄化槽を適正に維持管理していただくため、県から浄化槽に関する権限委譲事務の受け入れを検討するなど浄化槽のさらなる普及に向け、啓発活動に取り組んでまいります。

(5)の国民文化祭横手市主催事業の決定についてであります。

平成26年度に開催される「第29回国民文化祭・あきた2014」において、横手市で実施する事業内容を国民文化祭横手市実行委員会で検討してまいりました。

このたび、今月21日に開催された実行委員会第2回総会において実施計画（案）を決定したところであります。

横手市での事業の内訳は、分野別フェスティバル事業として実施する「民謡・民舞の祭典」、「太鼓の祭典」、「国際マンガフェスティバル in あきた」、「増田のまちなみと蔵史めぐり」、「ダンスフェスティバル in 横手」、「後三年合戦絵詞の世界」の6事業と、秋田県との共催で実施する「食文化フォーラム（県南地域）」、そして横手市が単独で実施する「合唱フェスティバル」と合わせて8事業となります。

今後、第29回国民文化祭秋田県実行委員会及び文化庁の国民文化祭実行委員会での承認を受け、平成25年度から事業が本格化することになります。出演団体募集の開始、またプレイベント事業や周知活動の実施、観光キャンペーンや各種イベントなどと連携した広報活動なども取り入れ、事業を推進してまいります。

(6)の地域主権改革一括法関連の条例案についてであります。

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けの見直しと権限移譲について定めた、いわゆる「地域主権改革一括法」の第1次が平成23年5月2日に、第2次が同年8月30日に交付されました。

この法律の施行日につきましては、地方自治体の条例や体制整備が必要なものは本年4月1日でしたが、今年度末まで経過措置が設けられており、今まで国の法令などで定められていた内容を改めて市の条例で定めることが必要となっております。市ではその対応の一環として、今議会に条例の制定及び現行条例の一部改正を提案しております。内容も広範で多岐にわたっておりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

4番目の、平成24年度事業等の進捗状況についてであります。

(1)重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取り組みについてであります。

伝建地区選定に向けた手続きなどを定めた「横手市伝統的建造物群保存地区保存条例」に基づき、伝建地区の保存等に関する重要事項を審議する「横手市伝統的建造物群保存審議会」を今月4日に開催しました。

今後、審議会では伝建地区を保存していく基本ルールを定める保存計画の内容を審議していただくこととしており、計画策定に当たっては、地区住民の意見を反映しながら、増田固有の町並みを保存継承しつつ、住民にとって暮らしやすい保存しやすいルールとすべく努めてまいります。

また、各種メディアにおいて「増田のまちなみ」・「内蔵」が取り上げられたことにより、増田を訪れる観光客が大幅に増えております。前年に比べて2倍以上の観光客数となっており、今後もさらに増加することが見込まれることから、その受け入れ態勢の整備に努めてまいります。

(2)の横手市自治基本条例についてであります。

地方分権が進む状況のもと、幸せな地域社会の実現を目指すため、市民にとって利便性などの総合的な行政サービス向上につながる国・県からの権限委譲事務を積極的に受け入れしながら、地域のことは地域が責任を持って決めることのできる活気に満ちた住みよいまちづくりを目指しております。そのため、地方行政の主体である市民との協働を推進し、「市民・議会・行政」の役割を明確にした自治基本条例の制定に取り組んでいるところであります。

こうした中、昨年設置しました市民検討委員会から、9月26日、条例に規定すべき内容等を盛り込んだ検討結果報告書をご提出いただきました。委員の皆様には、長期にわたり熱意を持ってご協議くださったことに対し、心から御礼を申し上げます。

現在は、10月に発足させました市職員で構成するプロジェクトチームが中心となって、条例案の策定作業を進めているところであり、今議会中に議員の皆様に対し、本条例の概要等について、ご説明申し上げることとしております。

年明けの1月には、広く市民の皆様のご意見等を頂戴するため、パブリックコメントを実施し、条例

案を3月議会に提案する予定であります。

(3)の共助のしくみづくりについてであります。

少子高齢化と過疎化が進む今日、大震災の教訓を踏まえ、住民が互いに力を合わせ、支え合っていくためのしくみづくりが始まっております。そうした中で、このたび大森町保呂羽、山内三又、山内南郷、増田町狙半内の4つの地区では、雪寄せや雪下ろしなどの地域課題を解決していこうとする住民主体の共助組織が結成されました。

この取り組みは、内閣府のモデル事業を活用したものであり、秋田県南NPOセンターが中心となり、県、横手市社会福祉協議会、JA秋田ふるさと、平鹿建設業協会、横手市で構成される協議会が支援を行っているものであります。

共助のしくみづくりは、集落としての機能を維持するだけでなく、地域の実情やニーズを踏まえ活性化を図ることができるものと考えております。市としましては、それぞれの地域の特性を生かした共助のあり方について、引き続き検討してまいります。

(4)のクリーンプラザよこて整備事業についてであります。

クリーンプラザよこて整備事業につきましては、10月1日に施設の整備とその後の運営を一括して発注する総合評価一般競争入札（DBO方式）を行う内容の入札公告を行いました。これまでに、市内の事業者を含む2グループの入札参加表明書を受領しており、現在は入札参加資格審査を行っております。

今後の予定ですが、来年1月29日に入札書並びに事業提案書などの提出を受け、事業者選定審査委員会による審査を経て、3月下旬には落札者を決定することにしており、その後の議会にて契約締結のための議案を上程することにしております。

建設用地の取得については、税務署との事前協議が9月末までに終了したことから、現在、地権者の方々と話し合いを行っているところです。この後、契約内容について合意いただいた段階で仮契約を締結し、早ければ今議会へ用地取得議案を追加提案したいと考えております。また、搬入路についても地権者の方々と話し合いを進めており、平成28年4月の本格稼動に向け着実に準備を進めてまいります。

(5)の災害廃棄物の受け入れについてであります。

東日本大震災で発生した災害廃棄物につきましては、9月11日より岩手県野田村から1日約5トンの受け入れを開始しており、10月末までに約167トンを実部環境保全センターで焼却処理いたしました。

受け入れに当たっては、市民の安全・安心の確保のため、東部環境保全センター及びその周辺地区、さらに南東地区最終処分場において、県と連携しながら空間放射線量等の放射能測定を実施しています。これまでの測定結果は、国・県の基準値を大きく下回り、かつ災害廃棄物受け入れ前の通常レベルの範囲内であり、安全に処理できていることを確認しています。

測定結果は、東部環境保全センター周辺の朝倉地区と南東地区最終処分場周辺の平鹿町荒処地区に適時お知らせしているほか、市及び県のホームページで情報を更新しながら、周知しております。

今後も災害廃棄物の受け入れを着実に進め、岩手県野田村の早期復興に向けて支援してまいります。

(6)の空き家対策についてであります。

本年7月に新設しました「老朽危険空き家対策事業」の進捗状況については、今年15日現在で解体事業の補助申請が17件あり、これに総額438万3,000円の補助決定を行い、現在、所有者による解体工事が進められております。

また、市が解体後の跡地を公共的な用地として活用する跡地活用事業は、所有者から2件の寄附申し込みがあり、この後市では解体、撤去に着手いたします。

今後も老朽化した空き家の安全確保については、引き続き所有者への適切な助言、指導を行うとともに、効果的な事業の実施に努めてまいります。

あわせて、居住可能な空き家の利活用を図るため、今月初旬に「横手市空き家バンク制度」を創設しました。この制度は市のホームページに空き家の物件情報を公開し、市内不動産業者の協力を得ながら、空き家の利活用を進めていく事業であります。現在、登録物件の取りまとめを実施しており、この情報を順次ホームページに掲載し公開していきます。

なお、この「空き家バンク制度」を活用し、移住促進の取り組みにもつなげていきたいことから、バンク登録物件を購入して横手市に移住される方を対象にした「空き家リフォーム等補助事業」を新設することとし、その事業費を今議会の補正予算に計上しております。

(7)の地域医療連携推進モデル事業の実施状況についてであります。

地域医療連携推進モデル事業では、すべての人が住みなれた地域で暮らし続けられるように、そして自分らしく充実感のある最期を迎えられる地域社会を目指すため、医師、薬剤師、保健師、看護・介護職員、ケアマネジャーなど多職種協働で在宅医療を支える仕組みづくりに取り組んでおります。

これまで、医師会、歯科医師会及び関係職種を対象にしたアンケートの実施、在宅医療に積極的に取り組まれている福井県おおい町の中村伸一先生や高知県四万十市の小笠原望先生による講演会の開催、また地元医師会と身近に意見交換ができる会議、勉強会、セミナーなどを開催いたしました。

これらの取り組みを通じて、在宅医療推進の課題を把握し、医療を中心とした関係者同士の顔の見える関係づくりに重点をおいて事業を進めているところです。

市としましては、本事業の成果を第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の基本目標となっている地域包括ケアシステムの一翼を担う在宅医療、在宅介護、訪問看護の連携など具体的な体制づくりに生かしてまいりたいと考えております。

(8)の農業振興についてであります。

農林水産省が公表した10月15日現在の水稻の予想収量及び作柄概況によると、県南は10アール当たり582キログラム、作況指数「100」で平年並みの収穫量となっております。

一方で、10月31日現在におけるJA秋田ふるさと管内の一等米比率は約88%で、品質低下が見られております。原因としては、カメムシ被害による着色粒が半数以上を占めており、今後、関係団体との連携を図りながら品質の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、雪害からの復興2年目となりました果樹であります。リンゴは現在の収穫量が前年の約130%、収穫を終えたブドウは約110%と回復に向かっております。

また、リンゴの品質につきましては、猛暑の影響により着色のおくれや日焼け等の発生が見られましたが、果実の大きさは平年並みとなりました。しかし、価格については、出荷時期が他の産地と競合したことから「やたか」・「トキ」などの中生種では低迷しました。現在、主力品種であります「ふじ」の収穫がほぼ終了したところであり、できるだけ有利な単価で販売されることを願っているところであります。

(9)の「人・農地プラン」についてであります。

国が地域の高齢化や後継者不足などの解決に向けて、今年度から事業化した地域農業マスタープラン、いわゆる「人・農地プラン」の作成事業についてであります。このプランは、およそ5年先を見通した農地の利用計画について、地域の中で農地の受け手や出し手となる農家、現状を維持する農家などを明確にし、農地の集積計画や利用図を市町村が作成し、検討委員会の審査を経て決定するものであります。

このプランに地域農業の担い手や農地の提供者としてリストアップされることにより、国の支援策である青年就農給付金や農地集積協力金などが利用可能となることから、この交付金を受けようとする5地域18集落に係るプランにつきましては、10月12日に先行して決定しております。

市としましては、今年度中に市内全域をカバーするプランを決定し、「持続可能な力強い農業」の実現に向けて、新規就農者を含む担い手の育成・確保や農地集積の推進につなげてまいりたいと考えております。

なお、地域の皆様とのプラン原案の検討につきましては、今後、おおむね地区会議の区域ごとに話し合いを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(10)の横手市“食と農”産地見学商談会の開催についてであります。

去る10月12日と13日の2日間にわたって、よこて市商工会と共催で第1回横手市“食と農”産地見学商談会を平鹿生涯学習センターにおいて開催いたしました。

これは、昨年までのよこて市商工会主催の食のマッチング商談会と共催しながら、市が日ごろマーケティング活動を行っている首都圏や関西圏の企業、市場関係者の皆様に招聘し、実施したものです。参加27社39人の皆様に対して、産地の気候、風土、人柄と一緒に農産品やその加工品を紹介し、商談につなげる意見交換をする機会となりました。ご協力いただきましたJA秋田ふるさとや産地見学をお願いした農家や農業法人など関係の方々に改めて御礼申し上げます。

今回、お招きした皆様には、横手のよさと味を体感していただくとともに、地元の生産者には厳しくも温かいアドバイスをいただく機会となりました。さらに、翌週には市場で横手産のハウレンソウやリンゴを指名して買っていたり、数社から商品提案の要請があったとの報告を得ておりますので、今後はこれを契機にさらに販路拡大に結びつくマーケティング活動を進めてまいります。

(11)の除雪対策についてであります。

冬期間の最重要課題であります除雪対策については、今月15日に除雪対策本部を設置し、市民が暮らしやすい道路の確保と安全な通学路の確保など、きめ細かな除雪の取り組みに万全を期しているところでもあります。

また、不注意等による事故をなくすため作業事故ゼロを目標に掲げ、危険箇所の把握を行うとともにオペレーターの安全講習や安全対策会議を実施してまいりました。

今冬の除雪計画では、「安全な冬期交通の確保」、「安全で効率的な作業の実施」を図るとともに、「市民との協働による雪処理対策」を重点項目として実施する方針としております。

昨年度から取り組んでおります「総合雪対策基本計画」において、安全な道路交通の確保のみならず、雪おろしや雪寄せ助成など高齢者等への支援対策や市民との合同パトロールなどの協働による雪対策が必要であると考えており、新たに取り組みを進める対策は今冬より実施してまいります。

今後も備えを怠ることなく、道路や歩道の除排雪、流雪溝や融雪溝などの管理、生活基盤道路の確保など、安心した市民生活ができるように市民と一体となった取り組みを行ってまいります。

(12)の小・中学校統合事業についてであります。

平成25年4月に開校予定の横手北中学校建設工事ですが、校舎につきましては外壁や内装の工事を行っております。また、体育館につきましては、屋根の鉄骨を組んでいるところで、工事は計画どおり進んでおり、今月15日時点の進捗率は77%となっております。

屋外体育施設につきましては、陸上競技場・野球場・テニスコート・部室棟などが完成しており、今月15日時点の進捗率は95%となっております。

また、通学路となる周辺の道路整備につきましては、関係機関の協力によりほぼ順調に進捗しているところではありますが、引き続き協議・連携を図り、通学路の安全確保に努めてまいります。

今年度をもって長い歴史に幕を閉じることとなる中学校の閉校式典につきましては、横手西中学校は12月21日に、鳳中学校は2月2日に、金沢中学校は3月17日にそれぞれ挙行し、閉校となる中学校のそれぞれの伝統やよさは、横手北中学校に引き継がれることとなります。現在、横手北中学校の校歌・制服・体育着などが決定され、開校準備が順調に進んでおります。

なお、平成27年度開校予定の雄物川地区小学校統合事業の建設予定地であります旧雄物川中学校につきましては、解体工事が間もなく完了いたします。

(13)の横手地区小学校統合に伴う通学区域の見直しについてであります。

平成28年4月開校予定の横手地区統合小学校の通学区域を定めるため、10月11日に横手市立小中学校通学区域諮問委員会を開催しました。

同委員会では、境町・黒川・金沢の3小学校統合にあわせて、校舎建設予定地が朝倉小学校区となることから、横手南・朝倉・旭の3小学校の通学区域の見直しが必要であるとする市教育委員会の方針(案)を了とし、同委員会において小学校統合後の4校の想定される在籍児童数や通学距離を基準とした具体的な検討作業を行うことになりました。

そのため、諮問委員会では10月29日に「横手地域調査・検討作業部会」を立ち上げて12月までに通学区域の再編案をまとめ、見直し対象地域においては説明会を開催するなど、地域・PTAとの合意形成に努めることにしております。

4番目の、補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の一般会計の補正額は4億9,265万6,000円で、11月19日付で補正予算の専決処分を行ったことにより、補正後の歳入歳出予算総額は530億6,327万8,000円であります。

今回の補正は、地域総合整備資金貸付事業、障害者自立支援給付費、戸別所得補償経営安定推進事業などのほか人件費の決算見込みによる補正を措置しております。

主な事業を申し上げますと、元気の出る地域づくり事業に606万1,000円、障害者自立支援給付費に7,221万7,000円、地域総合整備資金貸付事業に1億6,000万円、移住促進空き家対策事業に120万円、戸別所得補償経営安定推進事業に2,930万円、フィルムコミッション事業に1,219万2,000円、消防施設整備事業に1,200万円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、同意案件1件、専決処分等報告案件2件、専決処分承認案件1件、条例の制定など条例関係18件、指定管理者関係5件、その他案件1件、予算の繰入案件1件、平成24年度一般会計補正予算案など補正議案10件の合計39件であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、所信説明といたします。

◎報告第37号及び報告第38号の上程、質疑

○佐藤清春 議長 日程第5、報告第37号専決処分の報告について及び日程第6、報告第38号専決処分の報告についての2件を一括議題といたします。

専決処分の報告については、説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） 負傷の賠償額が9割で2万7,995円、それから物損の損害賠償額が9割で47万1,945円と。かなり大きな事故だったと考えますが、被害者の負傷の状態はどんなものだったのか。また、市の職員にけがなどはなかったのか。その点をお願いします。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 あらためまして、今回の事故に対しまして市民並びに議会議員の皆様方に心からお詫びを申し上げる次第であります。

今回の事故によりまして、被害者の方の被害状況でございますが、手とそれから上半身で痛みを若干感じるということで、直ちに市立横手病院に行ってくださいましてそれぞれ検査を受けた次第でございましたが、ここに記載のと通りの損害賠償額の範囲内の軽症といたしますか、幸いでありました。

一方、市の職員であります、2人乗車してございましたが、運転手並びに助手席の職員についても

特別けがというふうな状況がございませんでした。この点についても、甚大な事故でございましたが、双方に大きな人身的な被害がなかったことについては、本当に幸いであったというふうに思っている次第であります。

今後は一層、交通安全、事故防止等に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

本当に申しわけございませんでした。

○佐藤清春 議長 14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） 被害者の方からちょっと聞いたんですけれど、事故があってから連絡が1カ月近くもなかったと聞いていますけれども、何か理由があったのでしょうか。それから市役所の……担当はそうすれば管財の方ですね。お願いします。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 事故を起こしました原因者の職員については、当日も本人にけがの状況と伺いますか、お詫びを含めてお会いしましたし、また病院については所属の担当チーフが同行して、病院の診察に赴いたというふうな状況でございました。当然ながら診察の翌日、一般的に事故などは翌日になれば痛みが出るというようなことで、直接的に電話をさせていただきましたし、通院の有無についても話をさせていただいたところであります。

1カ月近く途絶えたというふうな、連絡が途絶えたというふうな部分については、具体的に私も報告は受けてございませんが、それぞれ9対1の過失割合でございますので、それにかかる保険機関のやりとりはあったと思いますが、その間については保険機関のやりとりでございますので、こちらのほうで具体的な通院があるとか何らかの支障が来していないというふうなことで、特別なやりとりはなかったのではないかとというふうに推察しているところでございます。

○佐藤清春 議長 14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） まず、こういう事故などがあれば当然、加害者、被害者の関係などあって、誠意をどのように示すかということが必要だと思いますけれども、どうしても保険屋さんのほうに丸投げといいますか任せるというような対応がもしかすればあるのではないかとそう思いますけれども、まず、当局でどのように誠意を示しているのか、そこら辺を一つお願いします。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 先ほども事故当初においてのやりとりについてご報告させていただきましたが、その後につきましても、それぞれ被害者のほうから加害者のほうへの連絡等々もございましたし、また加害者のほうから被害者のほうへの身体の状況、その後何ら問題ないのかというふうなことについても、やりとりをさせていただいたというふうに伺っておりますので、まず我々としては原因者でございますので、そういう面では誠意を持って取り組ませていただいたというふうに思っております。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第37号及び報告第38号の2件の報告を終わります。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第7、同意第2号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました同意第2号公平委員会委員の選任についてでございます。

地方公務員法第9条の第2項の規定によりまして、次に申し上げる方を横手市公平委員会委員に選任いたしたく議会の同意を求めようとするものでございます。

横手市雄物川町今宿にお住まいの大嶋秀夫氏、昭和25年9月6日のお生まれの方でございます。

現在、公平委員をお務めの方でございます。

よろしくお願ひいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第2号を起立により採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、同意第2号はこれに同意することに決定いたしました。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第8、承認第11号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横手市一般

会計補正予算（第7号）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第11号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました承認第11号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

追加議案集の1ページをお開きいただきたいと思います。

本件は平成24年11月16日の衆議院の解散により、衆議院議員総選挙並びに最高裁判官国民審査の執行が12月16日と決定されたことから、速やかなる選挙事務執行のため必要と判断し、11月19日付で平成24年度一般会計補正予算（第7号）について専決処分を行いましたので地方自治法の規定により議会へ報告し承認を求めるものでございます。

それでは、補正予算第7号の議案書1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,964万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ525億7,062万2,000円に定めるものでございます。

内容についてご説明いたしますので、補正予算書事項別予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

まずは歳出でございますが、2款総務費、4項選挙費、8目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に5,964万円の計上でございます。

次に歳入でございますが、同じく5ページの上段をごらんいただきたいと思います。15款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金に選挙費委託金として5,964万円の同額を計上してございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第11号を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第11号は承認することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

再開時間は午前11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第9、議案第122号横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第122号横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

議案書の5ページからとなります。

本案は、平成23年5月2日交付のいわゆる第1次地域主権一括法に基づき介護保険法が改正され、これまで法令等により国が基準を定めておりました地域密着型サービスの事業運営基準などを、地方公共団体が条例で定めることになったことによる条例の制定でございます。

6ページから8ページにかけまして、本条例の目次となっております。

本条例は、地域密着型介護サービスの事業所の施設基準など、第1章総則から第9章複合型サービスまで全体で203条の条文で規定しております。地域密着型サービスは平成18年度から制度改正により創設されたもので認知症や要介護の高齢者の増加を考え、介護の必要な高齢者が住みなれた地域でその地域の現状に適した介護サービスを受けられるよう創設されたサービスで、原則として居住している市町村内でのサービス利用となります。

横手市では、これまで介護保険法並びに平成18年厚生労働省令第34号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、地域密着型介護サービスの事業所の指定や施設運営にかかわる指導を行ってきております。

このたびの条例の制定に当たりましては、横手市で定めようとする基準の大部分については、国の基準と異なる内容を定める特段の事情がないことから、パブリックコメントを募集した上で介護保険運営協議会などで協議していただき、ほぼ国と同じ基準で定めております。

しかしながら、介護サービス提供の関係文書保存年限につきまして、文書保存年限を国の基準の2年から5年に変更しております。これは介護保険料や不正請求の返還などにつきましては、介護保険法で

時効が2年と規定されておりますが、誤算定による介護報酬の返還請求権が地方自治法で定める5年となっていることによるものでございます。この部分以外の条例の内容につきましては、これまでの厚生労働省令とほぼ同じでございますので、条例の細かい説明は省略させていただきます。

次に、横手市における現在の指定地域密着型介護サービス事業の状況について説明いたします。

本条例の6ページ、第2章で指定しております定期巡回・随時対応型訪問介護看護であります。こちらは、24時間365日対応可能なコールセンターなどを設けまして、介護サービスと看護サービスを一体的に提供する事業所でございます。横手市におきましては、このサービスを提供する事業所はございません。

第3章で規定しておりますのが、夜間対応型訪問介護でございます。こちらは、午後10時から朝方6時までの時間帯においても訪問看護を定期的に行うサービス事業でございます。こちらのサービスを提供する事業所も横手市においてはございません。

第4章で規定しておりますのが、認知症対応型通所介護でございます。認知症の方々へのデイサービスの提供の事業所でございます。こちらは平鹿地域の菜康苑デイサービス南館など4施設が認知症に対応した地域密着型サービスを提供しております。

7ページ、目次に記載しております第5章の小規模多機能型居宅介護でございます。こちらは、デイサービスと訪問介護、宿泊サービスを一体的に提供する介護事業所でございます。登録した高齢者が通いと訪問、泊まりの連続して同じ事業所でサービスを受ける事業でございます。こちらは横手市では、十文字地域の花むつみなど4施設、合計の登録定員は100人となっております。

第6章で規定しておりますのが、認知症対応型共同生活介護でございます。こちらは、認知症の方々が9人以下の少人数で共同生活をしながら顔なじみの関係を築くことで、それぞれの能力を引き出しながら食事や入浴など介護を受けながら日常生活を送る施設でございます。横手市では、グループホームふれあい荘など18施設、合計定員261人で介護サービスを提供しております。

第7章に規定しておりますのが、地域密着型特定施設入居者生活介護でございます。こちらは、定員29人以下の有料老人ホームなどで、その施設内で介護や機能訓練などのサービスを受けることのできる施設でございます。横手市では、この事業所につきまして、平成24年度で事業者を公募いたしまして、事業予定者を選考いたしました。現在、横手地域に施設を建設中ございまして、平成25年度当初からの地域密着型介護サービスを提供する計画でございます。

第8章で規定しておりますのが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でございます。これは、定員29人以下のいわゆる小規模特別養護老人ホームでございます。横手市では特別養護老人ホームさくらなど4施設、合計定員111人で現在地域密着型のサービスを提供しております。

8ページをごらんください。

第9章に規定しておりますのが、複合型サービスでございます。こちらは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の地域密着型サービスを同一の事業者が提供するものでございます。こちらにつきましても、

現在横手市において提供する事業所はございません。

以上、説明しました8種類の地域密着型サービスの基準を本条例の条文で規定しているものでございます。

なお、附則におきましては、本条例の施行日を平成25年4月1日とし、このほか一般病床、精神病床から指定地域密着型介護老人福祉施設に転換する場合の経過措置などをそこで定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 条例の制定に当たってなんですけれども、その定期的な巡回、あと随時対応型訪問介護、この24時間対応ということでありましてけれども、そして夜間対応型の訪問介護、これは横手市にはないということでありましたけれども、こういったところをどのようにすすめていくのかということをお尋ねしたいと思います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 こちらの24時間夜間対応型のこういうサービスにつきましては、どちらかという都市型のサービス提供でございまして、都市部におきましては施設入所というのは数千人待ちというような状況でございまして、在宅介護、看護以外はなかなか難しいという状況もございまして、都市型に対応したサービスということで基準を設けたものというふうに考えております。現在、横手市においては、過去に旧横手市で実施しましたけれども、夜間の訪問を受けるといった場合の冬期間であるとか、あとはそれぞれ防犯上の関係であるとか、さまざまな事情もありまして、なかなか利用がなかったという経過もございまして、当地域ではこういったサービス提供をする事業所というのは、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） やはりそのとおりであるかと思っておりますけれども、都市型でなかなか24時間は厳しいということでありましてけれども、これから高齢化率が非常に高くなっていく中で、こういった24時間対応できるようにつくっていかないと、在宅でしたい人は非常に不安に思うわけなんです。何かあったときに相談ができないということもございまして、やはり市としてもこういったところをできないというのではなくて、横手病院または大森病院という大きな市で対応できる病院もあるわけですから、こういったところをぜひ進めていただきたいというふうに思いますけれども、そういったところについてはどのようにお考えなのでしょうか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 現在、横手市におきましても在宅医療連携というようなことで、住みなれた自宅等で最期まで住み続けるというような検討も行っているところでございまして、そういった場合には、やはり夜間に対応した訪問介護、訪問看護も必要な場合も出てくると思います。ただ、今現在、そういったところで訪問看護ステーション等の場合は不採算というような問題もあるようでございます。

ので、そういったものも考えながら今後24時間対応した訪問介護、看護についてもそういう在宅の医療連携と関連させながら検討は必要というふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第10、議案第123号横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第123号横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について説明いたします。

議案書184ページからになります。

本案も、平成23年5月2日交付のいわゆる第1次地域主権一括法に基づき介護保険法が改正され、これまで法令等により国が基準を定めておりました地域密着型介護予防サービスの事業運営基準などについて、地方公共団体が条例で定めることになったことによる条例の制定でございます。

185ページをごらんください。

本条例は、第1章総則から第4章介護予防認知症対応型共同生活介護まで91条の条文から成っております。介護予防サービス事業所などの基準及び介護予防のための広角的な支援の方法に関する基準を定めているものでございます。横手市では、地域密着型介護予防サービス事業におきましても地域密着型介護サービス事業と同様に、介護保険法並びに平成18年厚生労働省令第36号指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき、事業所の指定や施設の運営に係る指導を行ってきております。

この条例につきましても、パブリックコメントを募集した上で介護保険運営協議会などで協議していただき、介護サービス事業の関係文書の保存年限以外は国と同じ基準を定めております。

条例の施設基準等につきましては、これまでの厚生労働省令と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、横手市における現在の指定地域密着型介護予防サービス事業の状況について説明いたします。

目次の第2章で基準を規定しております介護予防認知症対応型通所介護では、要支援の方々が利用で

きる認知症対応型のデイサービス事業所でごさいます、横手市におきましては平鹿地域の菜康苑デイサービス南館など4施設が介護予防サービスを提供しております。

第3章で規定しております介護予防小規模多機能居宅介護は、要支援の方々が利用できる小規模多機能型事業所でごさいます、横手市では十文字地域の花むつみなど3施設が地域密着型介護予防サービスを提供しております。

186ページの第4章で規定しております介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援の方々が利用できる認知症対応型のグループホームでごさいます、横手市ではグループホームふれあい荘など17施設で地域密着型介護予防サービスを提供しております。

以上が地域密着型介護予防サービスの施設の内容でごさいます。

なお、本条例の附則におきましては、施行日を平成25年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第11、議案第124号横手市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第124号横手市準用河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例についてご説明申し上げます。

議案書の262ページでごさいます。

提案理由であります、地域主権改革一括法の施行に伴う河川法の一部改正に伴い条例を制定したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

準用河川につきましては、これまで国が定める政令の規定を準用してきたところでございますが、このたびの法改正に伴い管理上、必要とされる一般的な技術的基準については市の条例で定めることとなったものであります。現在、市が指定する準用河川としては、雄物川地域局管内に3河川、大森地域局管内に5河川があり、本条例を定めることによりこれらの法定外河川に市の基準が適用となりますが、基本的には国の基準と同一基準とするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

263ページをお開き願います。

初めに、条例の構成であります、第1章総則から第9章雑則までの54条の条文から成ってございま

す。参酌しました国の基準である河川管理施設等構造例では10章77条の構成であります。ダムに関する章立てを削るなど市の実情に合わせて必要な基準を設定したものであります。

主な内容であります。第1章総則では条例の趣旨や用語の定義、第2章堤防では構造の原則や材質、高さなど堤防に関する技術的な基準を定めております。

268ページの第3章では床どめの技術的基準について、第4章では堰の技術的基準について、271ページの第5章では水門及び樋門の技術的基準について、274ページの第6章では揚水機場の技術的基準について、同ページの第7章では橋の技術的基準について、278ページの第8章では伏せ越しの技術的基準について規定しております。

また、279ページでは、第9章雑則として本条例の適用除外に関する事など、特例措置について定めるものであります。

なお、281ページの附則で施行期日を平成25年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第12、議案第125号横手市道路の構造の技術的基準等を定める条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第125号横手市道路の構造の技術的基準等を定める条例についてご説明申し上げます。

議案書の283ページでございます。

提案理由であります。地域主権改革一括法の施行に伴う道路法並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い条例を制定しようとするもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

これまで国が定めていた市町村道の構造の技術的基準等につきましては、道路管理者が定めることになったことによるものでございます。制定に当たりましては、従来の基準である国の政省令を参酌し、道路の連続性や安全で円滑な交通の確保のため国と同一の基準とするものであります。

また、条例には原則的な事項を記載し、基準の詳細については規則に定めることとしてございます。内容についてでございますが、284ページをお願いいたします。

第1条は、本条例の趣旨規定でございます。

次の第2条は、市道の構造についての技術的基準を定めるもので、市道を新設し、または改築する場合における市道の幅員、線形、視距、勾配など10項目の事項の基準について規則で定める旨を定めております。

同様に次の第3条では、市道に設ける案内標識や警戒標識などの道路標識の寸法について規則で定める旨を規定してございます。

また第5条では、多数の高齢者、障害者等の移動が、通常徒歩で行われる市道にあつては、移動等の円滑化のために必要な構造に関する基準を規則で定める旨を規定してございます。

附則では、施行日を平成25年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第13、議案第126号横手市営住宅及び共同施設整備基準条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第126号横手市営住宅及び共同施設整備基準条例についてご説明いたします。

議案書の286ページでございます。

提案理由であります。地域主権一括法の施行に伴う公営住宅法の一部改正に伴い市営住宅及び集会所など共同施設の整備をする際の基準を定める条例を制定したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

条例の内容でございますが、287ページをごらんください。

初めに、第1条から第4条までは総則に当たるものでございます。

第1条は条例の趣旨について、第2条は地域社会への貢献について、第3条は入居者の良好な居住環境の確保について、第4条はコスト縮減への配慮についての規定であり、市営住宅を整備するに当たって留意する事項を定めたものでございます。

次の5条と6条は、市営住宅の敷地の基準について定めるもので、第5条が位置の選定について、第6条が敷地の安全等について規定しており、安全で利便性の高い市営住宅の建設を求めるものでございます。

次の第7条から290ページの第13条までは、市営住宅の施設の基準について定めるものであります。基準の内容につきましては、国の基準である公営住宅等整備基準や、住宅の品質確保の促進等に関する

法律に基づく評価方法基準を参酌し同一の基準としております。

第8条は、省エネや住宅の構造などに関する性能基準について規則で定める旨を規定しております。

また、289ページの第9条では、市営住宅1戸当たりの床面積の合計を最低25平方メートル以上にすることを定めております。

また、次の290ページの第10条並びに次の第11条では、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保のために適切な措置を講ずる旨を定めるものであります。また、その際のバリアフリー性能基準について規則で定めることとしております。

次に、291ページの第14条から第17条につきましては、児童遊園や広場また集会所など市営住宅に係る共同施設の基準を定めるものでございます。

附則では、施行日を平成25年4月1日と定めてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） この第4条ですけれども、費用縮減の配慮ということで書いていますが、当然これ地域特性に応じた条例というか、地域に任せられているというか、そういうことだと思いますけれども。そうすれば秋田県、特に横手市は木材関係が豊富でありますので、市営住宅などを建てる場合、そこら辺はどのように木材を使うというか、どのように地域特有の問題の解決というか、そういうのは考えておられるのかお願いします。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 第4条でございますが、費用の縮減への配慮ということの条項でございます。建設費、またはランニングコスト等を含め、縮減を図るように配慮をするようにということの規定でございます。ただいま議員のおっしゃいます地元資材の調達等については、またこの規定とは別に実施の際に配慮していくものとして考えてございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 介護もそうですけれども、建設関係もそうなんですけれども、地域主権ということでせつかくこの法案が地域のほうに移譲され、そして地域で決めなさいよということのあらわれであるのでありますが、それでは横手市あるいは秋田県もそうなんですけれども、地域でこれを自主性を求めて変えるという、そういう考え方はありますか。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいまのご質問でございますけれども、今回、私どもが提案してございますのは、あくまでも品質の確保また安全の確保という観点での基準を設けるという条例でございます。この点で申しますとこれまでの国が定めてきた基準に沿った形で条例を制定するのが妥当であるというふうに判断しているところでございます。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 建設部長が申し上げたのは、とりあえず地域主権一括法ができた段階でありますので、当面はこの程度かなというふうには思っておりますので、そういうふうな表現だったと思います。これからいよいよ運用する中で、やはり議員ご指摘のように、我々の地域にもっとあったやり方があるよなというようなことは当然出てくると思います。そういうふうな時点で、やはりこれは大いに見直していくべきものだというふうに思っている次第でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。26番塩田勉議員。

○26番（塩田勉議員） 一戸建てと集合住宅と同じ条例の中に入っているのかなと思うんですが、実は前に雄物川で2階建ての集合住宅を建てたところ、議会のほうでは防音については大丈夫なのかということで随分議論をして確認したんですが、実際に入居してもらったら上の音が下に聞こえるというようなことがありました。実際に集合住宅、鉄骨であろうがコンクリートであろうが、そういうことにはならないと思うんですが、一戸建ての場合はいいわけですが、集合住宅でこの条例だと防音とかについては一言も触れていないと思うんですが、そこら辺、建設部長はどういうふうに解釈をしているのかお尋ねしたいと思います。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 防音についての規定でございますけれども、第8条の3項をごらんいただきたいと思いますが、住宅の床及び外壁の開口部には当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためのものとして規則で定める措置を講じるものとするという規定をしております。

詳細については、規則のほうにゆだねられておりますけれども、基本的には今、議員がおっしゃるような防音による被害等について配慮するというところで考えてございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） 今、塩田議員の住宅と同じだと思いますけれども、これ冬期間あその住宅の前というのは融雪溝も何もありませんので、朝除雪した場合に雪寄せるのが大変なところなんです。それから、日中降った雪も、結局駐車場がないので道路の西側にずっと駐車しているわけですがけれども、この雪の捨て場といいますか、それから最近の住宅は全部流雪溝が完備されてそれは支障ないと思いますけれども、これは雄物川の今、塩田議員が話されました2階建ての集合住宅ですがけれども、これあれですか、291ページの通路のところに交通の安全、災害の防止云々とありますけれども、こういう面で冬期間の融雪化もしくは雪を捨てることを確保するということはできませんか。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいまご指摘のありました17条の規定でございますけれども、通路に関する規定でございますが、あくまでもここで申し上げておりますのは技術的な基準について定めるものでございまして、今、議員がおっしゃいますような冬場の対策をどうするかということについては、この条例の中ではなくて実際の住宅を管理運営する中での対応と考えてございますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。10番遠藤忠裕議員。

○10番（遠藤忠裕議員） 私もちよっと4条のほうのことで、あわせて聞いていきたいんですけども、費用の縮減への配慮ということは、画一的な住宅をこれから供給していくとされていますよね。そうなると思うんですよ。例えばいい例で言えば、コンビニなんかもそうなんです。費用の縮減するためには、同じつくりをすることでコストを下げていっているんですよ。これでいけば同じなんです、表現は。だから味気のない住宅をいっぱい供給しようという規定になるんじゃないかなという心配なんです。今、お聞きしてみて。そのあたりは、どういうふうな対応をしていこうとしているのか。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいまのご質問でございますけれども、確かにコストを追求していくと同じような住宅にならざるを得ないという面はあろうかとは思いますが。ただ、第2条のところにも健全な地域社会の形成という文言がございます。そういった意味では、ある程度の配慮はできるのではないかなと思っております。その辺については、実際のやはり建設計画等を立てる中で、できるだけそのようなことのないような配慮というのも必要かと思っております。

○佐藤清春 議長 10番遠藤忠裕議員。

○10番（遠藤忠裕議員） 本当は一番言いたいのは、さっき堀田さんも言ったように、例えば木材使うこういう画一化されていくと使われる材料っていうのは一定されていくんですよ。だから、そこら辺の配慮をぜひ頭に入れて進めていかなければ、やはり特徴のあるものができていけないということにつながっていくと思います。そこら辺をぜひ配慮していただかなければいけないんじゃないかなという意味で、私申し上げているんですよ、はっきり言うと。よろしくご配慮のほど。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 そのような配慮をしてみたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第127号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第14、議案第127号横手市屋外広告物条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第127号横手市屋外広告物条例についてご説明いたします。

議案書の293ページでございます。

提案理由であります。屋外広告物法及び横手市景観計画の規定に基づき、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維持等について必要な事項を定めるため、条例を制定したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

屋外広告物の規制につきましては、これまで屋外広告物法に基づき県が条例を定め良好な景観の維持に努めてきたところであります。当市が平成25年4月から横手市景観条例並びに横手市景観計画を施行すること、また平成25年度の県からの権限委譲メニューに屋外広告物の表示等の違反に対する措置が盛り込まれたことから、景観行政団体として当市における景観づくりをさらに推進していくため、本条例を制定しようとするものであります。

それでは、内容についてでございますが、294ページをお開き願います。

前段の目次でございますが、本条例は4章40条で構成されております。

第1章は総則、第1条が目的についての規定となっております。

屋外広告物の表示や掲出物件の設置、またこれらの維持について必要な規制誘導を行うことにより、良好な景観や風致を守り、また公衆に対する危害の防止を図ることを目的とするものでございます。

第2条は用語の定義でございます。

第3条、第4条は、広告主や屋外広告業者また市の責務について規定しているものでございます。

次の第2章は、広告物等の規制について定めるものでございます。

初めに、第5条であります。広告物等の禁止地域を定めるもので、296ページの第1号から297ページの第16号まで、主に良好な景観の保全を優先すべき住居専用地域や、公共施設などの地域や場所について、禁止区域とするものでございます。

次に第6条は、禁止物件について定めるものであります。広告物を表示または掲出物件を設置してはならない禁止物件を定めてございまして、橋やトンネル、電柱、信号機などを指定するものであります。

次に、298ページをお願いいたします。

後段でございますが、第7条は許可地域について定めてございます。第5条で定められた禁止地域以外の地域または場所を許可地域とするものでございます。許可地域においては、市長の許可を得ることで広告物等の表示または設置を可能としているものでございます。

次に、1ページ飛びまして300ページの後段、第9条では、広告物等の規制を受けない適用除外の広告物等について規定しております。法令の規定によるものや、公職選挙法によるものなどを適用除外とするものでございます。

次に、4ページ飛びまして304ページをお願いいたします。

第11条でございますが、禁止広告物について定めてございます。良好な景観形成を阻害する要因をなくし、公衆への危害を防止するため表示または設置してはならないものを定めております。

次のページの第15条では、許可の基準について定めるものでございます。広告物等の表示または設置については、規則で定める基準に適合しなければならない旨を定めております。

第2項では、市長が特にやむを得ないと認めたときは、横手市景観審議会の協議を経て許可することができるものとしてございます。

306ページをお願いいたします。

第17条では、広告物等の設置者は補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならないとする管理義務について定めております。

次の第18条は、広告物等の表示や設置が必要なくなったときの除却義務について、定めております。

次に、第21条から312ページの第32条まででございますが、県からの権限委譲に関する条項でございます。違反広告物等の簡易除却や除却した広告物等の保管等について定めてございます。

312ページに移りまして、第3章では補足について定めるものでございまして、313ページの第34条では許可等申請手数料について規定してございます。本条例の規定による広告物等の設置等の許可等を受けようとするものは、横手市手数料条例の定めるところにより手数料を納めなければならない旨を定めるものでございます。

次の第4章は、罰則についての規定でございます。

附則第1号では、施行日を平成25年4月1日と定めるとともに、次ページの附則では横手市手数料条例の一部改正について定めてございます。

別表第7に、横手市屋外広告物条例の規定による許可等を受けようとするものは、次の表に掲げる広告物等の区分に応じた額について定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第15、議案第128号横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第128号横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の317ページをお開き願います。

本案は、いわゆる地域主権一括法施行により、これまで水道法などで定められていた水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を条例で定めることが必要となりましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

318ページをお開き願います。

第1条では、本条例の趣旨を定めております。

第2条では、水道の布設工事監督者の配置基準を定めております。

第3条では、布設工事監督者の資格基準を定めておりますが、なお第1号から第8号までは現行の国の基準どおりであります。第9号では建設業法の技術検定のうち土木施行管理技術者検定に合格したものを横手市独自の基準として追加をしたものでございます。これは、水道布設工事監督者の業務を管理監督の職にある職員に当たらせるため設けようとするものでございます。

第4条の第1項では、水道事業の技術管理者を、第2項は横手市が設置する専用水道の技術管理者の資格基準を定めております。

322ページの第5条では、委任規定を定めております。なお、そこでは施行日を平成25年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番佐々木誠議員。

○16番(佐々木誠議員) この条例の指定している資格を職員の方でどれくらい持っているかという、どれくらいおるのでしょうか。

○佐藤清春 議長 上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま、お話をさせていただきました土木施工管理技術検定の合格者につきましては、1級が14人、それから2級が11人おります。いずれ重複含みますので、2級を取った後に1級になりますので重複する部分はございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。29番高橋勝義議員。

○29番(高橋勝義議員) 技術検定1級でも2級でも受けた者以外に、実務経験あるいは学校教育において経験と卒業と経験をそれにまたつけ加えるという意味はどういうことですか。もう一つは、それが安全基準になったとすれば、その安全基準になる根拠、それとこういう経験者をつけないと何か事故があったのかないのか。その辺はどうなっていますか。

○佐藤清春 議長 上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 これまでは水道技術管理者あるいは水道布設工事監督者というのは、一定の経験を踏まえてその任に当たるということになっておりました。ただ、現在この土木施工管理技術検定といますのは、建設業法に定められました国家資格の一つでございます。結果的には1級の方々については、土木工事において主任技術者、または管理技術者として施行計画を策定いたしまして現場における工程管理あるいは安全管理などの工事施工に必要な技術上の管理などを行っております。そうした2級もその下にあるんですけれども、非常に安全管理あるいは工程管理、工事施工に必要な技術上の管理などを行っておりますので、今回、指定工事店につきましてもこういう条件が必要となってまいりま

すので、その部分を監督する横手市の水道事業者として監督する部分につきましても、この試験制度をフルに活用、経験のみでなくて、フルに活用していきたいというような部分で追加項目として横手市の独自の条項をつけさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） もう一つ聞きたいんですけども、例えば1級でも2級でも施工管理者の資格がある人が、この今、市で定めているいわゆる経験実務、あるいは学校教育の卒業した人の資格、兼務できますか。1人でこの資格と、施工技術者とがこの資格があるとそれが合致すると、そういう意味ですか。

○佐藤清春 議長 上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 現在のところは、土木施工管理技師プラスまずは高等学校以上の卒業者。それから、あとは厚生労働大臣が認定する一定の講習を受けた者ということで、この3つプラス水道の技術関係、経験数ということでやっておりますので、現在のところは有している人間がおります。

【「施工業者、施工管理者が持っている人がこの資格と兼務できますか。そうでないと2人つけないとだめなことになりますから」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 今回の議案につきまして、条例につきましては、あくまでも横手市で発注をする工事の監督者ということでございますので、請け負った業者さんとのかわりというのはこの条例には発生はしておりませんが。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時20分といたします。

午後 0時12分 休憩

午後 1時20分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第16、議案第129号横手市金沢中野財産区管理会条例を議題といたします。

説明を求めます。横手地域局長。

○石山昭一 横手地域局長 ただいま議題となりました議案第129号横手市金沢中野財産区管理会条例についてご説明申し上げますので、議案書323ページをごらん願います。

本案は横手市金沢中野財産区議会を解散し、管理会に移行するために条例を制定したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

金沢中野財産区につきましては、明治28年に金沢中野区としてスタートし、明治30年に議会制に移行して財産区の運営を行ってきております。昭和、そして平成の合併を経て、これまで横手市金沢財産区議会として運営しておりますが、近年は財産区の運営に毎年基金を取り崩し運営しているのが現状であります。このため、議員報酬や選挙経費を削減し、運営経費のスリム化を図るとともに、財政面での安定を図るために管理会制への移行が協議されてきました。このたび協議がまとまり、財産区臨時議会で平成25年1月31日をもって横手市金沢中野財産区議会条例を廃止することが議決されたところであります。内容につきましては、横手市の他の財産区管理会条例を基本にして必要事項を定めておりますので、324ページをお開き願います。

第1条では、条例の趣旨を定めております。

第2条では、管理会の設置及び組織について規定しており、6人の委員をもって組織することとしております。

第3条、第4条では委員の選任及び資格などについて定めております。

第5条では会長の選出方法を互選によることとし、その職務などについて定めております。

第6条及び第7条では、会議の招集、開催、また議決方法等について規定し、第8条では財産区の財産や公の施設の管理、処分、廃止で管理会の同意を要するものとして定めております。

附則では施行日を平成25年2月1日としており、また、経過措置を規定するとともに、会長並びに委員の報酬、特別会計の規定、そして財政調整基金の規定を加えるため、関係条例の一部の改正について定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第130号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第17、議案第130号横手市老人憩の家設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。雄物川地域局長。

○福岡新作 雄物川地域局長 ただいま議題となりました議案第130号横手市老人憩の家設置条例の一部

を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書329ページをごらんになっていただきたいと思います。

本議案は、横手市雄物川町老人憩の家（鶴楽苑）を施設の老朽化等によりまして廃止するため、現行条例の一部を改正いたしたく、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

改正の内容でございますが、次のページ、330ページをお願いいたします。

第3条名称及び位置の表から横手市雄物川町老人憩の家（鶴楽苑）の項を削ろうとするものであります。

なお、附則では施行日を平成25年4月1日と定めています。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第18、議案第131号横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 議案書の331ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第131号横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず提案理由ですが、いわゆる第2次地域主権改革一括法の施行に伴いまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことによりまして、現行条例の一部を改正いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次の332ページをお開きください。

改正の内容ですが、第15条の次に第15条の2として、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格について1条をつけ加えるものであります。これは地域主権改革一括法の中で、これまで国の省令で定められていた当該技術管理者の資格基準が条例に委任されたため、当市ではこの基準を変更する特段の事情もないことから、省令と同じ内容で1条を加えるものであります。

なお、現在技術管理者ですが、環境保全センター、衛生センター等、各施設に1名ですが、財団法人日本環境衛生センター認定の技術管理士、同等の資格になりますけれども、これを有する者が3つの環境保全センターで15名、2つの衛生センターで3名、資格を取得しておりまして、施設の運営に当たっております。

附則では施行日を定めております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第19、議案第132号横手市環境保全条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 議案書335ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第132号横手市環境保全条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず提案理由ですが、ことしの9月議会で横手市山と川のある景観のまちづくり条例が廃止され、横手市景観条例が制定されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正いたしたく議会の議決を求めらるものであります。

次の336ページをお開きください。

改正の内容は、第14条中の関係廃止条例を制定条例に改めるものであります。

附則では施行日を定めております。これは制定した景観条例の施行日と合わせた期日であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第133号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第20、議案第133号横手市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第133号横手市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の337ページからとなります。

本案は介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部改正によりまして、これまで国が基準を定めておりました地域密着型サービスの事業者指定などについて地方公共団体が条例で定めることになったことなどによる条例の改正でございます。

338ページをごらんください。

本条例では、指定地域密着型サービス事業者の指定等について、本条例で規定することとし、第4章として、指定地域密着型サービス事業者の指定等について第9条の2及び第9条の3の2条を追加しております。

また、第5章では地域支援事業について介護保険法で定める事業を実施する旨指定しております。ほかの条項の改正等につきましては、介護保険法の改正等に伴う文言整理等でございます。

附則におきましては、本条例の施行日を公布の日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第134号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第21、議案第134号横手市商店街振興駐車場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。十文字地域局長。

○鈴木淳悦 十文字地域局長 ただいま議題となりました議案第134号横手市商店街振興駐車場設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の341ページでございます。

本案は、横手市十文字町曙町にあります横手市十文字駐車場を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案書の342ページをごらん願います。

横手市十文字駐車場は商店街の振興を目的として民有地を借り上げ、47台駐車可能な駐車場として昭和48年6月に設置されたものです。設置当初は多くの利用がございましたが、徐々にシャッターを閉める店が増え、現在14台分を借り上げていますが、JRを利用する方や近隣の会社に勤務する方が利用するなど目的に沿った利用はほとんどない状態となっております。

また、十文字駅前に42台が駐車可能な横手市十文字駅前駐車場がございますことから、横手市十文字駐車場は廃止して、横手市商店街振興駐車場設置条例の別表から横手市十文字駐車場を削除しようとするものです。

なお、附則では施行日を平成25年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第135号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第22、議案第135号横手市集落排水施設条例及び横手市集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第135号横手市集落排水施設条例及び横手市集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案集の343ページをお開き願います。

本案につきましては、横手市金沢地区に集落排水施設を新たに設置することに伴い、現行条例の一部を改正いたしたく、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

それでは条例の内容についてご説明申し上げますので、次の344ページをお開き願います。

第1条では、横手市集落排水施設条例の一部改正について規定しておりまして、別表第1に平成25年度に一部供用開始を予定しております金沢浄化センターの施設の内容等について追加しようとするものでございます。あわせて十文字地区の2つの浄化センターの施設の名称等について、ほかの施設にあわせて字句を統一しようとするものでございます。

344ページの下段の第2条では、横手市集落排水事業受益者分担に関する条例の一部改正について規定しており、別表の金沢分担区を加え、分担金の額を16万2,000円に定めようとするものでございます。

なお、分担金の額につきましては、事業費の精算見込み額と当初計画における受益者負担率に基づいて算定した結果でございます。

附則では施行日を平成25年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第136号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第23、議案第136号横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第136号横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由であります。地域主権一括法の施行に伴う公営住宅法の一部改正等に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

本条例につきましては、3月議会で経過措置のない条項につきまして一部改正をしていただいたところでございますが、今回の改正は市営住宅の入居者の収入基準を定めることと、市営住宅の雪おろしに係る費用等の徴収について新たな規定を設けることが主な改正点でございます。

内容でございますが、次の347ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、入居者の収入基準についての規定でございますが、これまで政令に規定する金額に準拠するものと規定してきたところでありますが、今回の改正により、条例に額を定めるものでございます。このため、入居者の資格について規定する第5条第1項中の条文を4行目以降の内容に改めるものでございます。

第5条第1項第2号アを入居者が身体障害者である場合等は25万9,000円に、同号ウでは本来階層世帯の収入基準額を15万8,000円と定めるものでございます。

次に、雪おろしに係る費用等の徴収についてでございますが、348ページの下から4行目でございますが、第21条に新たに2号を加えるものでございます。第21号は入居者の費用負担義務についての項であります。ここに第4号並びに第5号を加え、市営住宅の雪おろしに要する費用等について入居者の負担を求めることができるようにするものであります。

また、349ページの別表第1中におきましては、家賃を減額する場合の規定について文言の整理をしてございます。

附則では施行日を平成25年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第137号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第24、議案第137号横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第137号横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由であります。市営住宅の雪おろしに係る費用負担を統一するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

351ページをお開き願います。

第19条入居者の費用負担義務の項に1号を加えようとするものでございます。

附則では施行日を平成25年4月1日としております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第138号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第25、議案第138号横手市単独住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第138号横手市単独住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由であります。災害等の緊急時における市単独住宅の利用に対応するため、現行条例の一部を改正したいので地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

改正の内容であります。次の353ページにありますように、第3条ただし書を記載のとおり改めようとするものでございます。横手市市営住宅管理条例第4条は、市営住宅の入居者を定める際の公募についての例外規定であります。単独住宅への準用においては、市長が特に必要と認めた場合についてを追加しようとするものでございます。

施行日は公布の日からとしております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第139号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第26、議案第139号横手市下水道条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第139号横手市下水道条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案集の354ページをお開き願います。

本案は、いわゆる地域主権一括法の成立により、下水道法が改正され、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとなりましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

条例案の内容についてご説明いたしますので、355ページ、次のページをお開き願います。

第1条では横手市下水道条例の一部改正について規定しております。下水道条例で規定する基準は、公共下水道の構造の技術上の基準と終末処理場の維持管理の方法となりまして、第1章の2で公共下水道の構造の技術上の基準を、第3章の2で終末処理場の維持管理を追加しております。これらの規定につきましては、政令で定める基準どおりとしております。

359ページをお開き願います。

359ページの下段の第2条、これは横手市都市下水路条例の一部改正について規定しております。都市下水路条例においても構造の技術上の基準を規定することとなりましたので、下水道条例と同様に制令で定める基準どおりとしております。

続いて、362ページの中段第3条では横手市下水道事業区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部改正を、下段の4条では横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部改正について規定しております。地域主権一括法では、下水道事業計画に係る大臣の認可制度が廃止をされまして、認可から協議、または届け出に改正されております。このため、下水道法第4条に基づく認可を引用しております。これら2つの条例から、認可の文字を削除するとともに、認可区域を計画区域に変更しようとするものでございます。また、横手市都市計画区域の見直しを受けまして、特定環境保全公共下水道区域が公共下水道区域に編入されることから、用語の整理を行うものでございます。

なお、附則では施行日を平成25年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第140号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第27、議案第140号公の施設の指定管理者の指定について（十文字町仁井田総合コミュニティセンター）を議題といたします。

説明を求めます。十文字地域局長。

○鈴木淳悦 十文字地域局長 ただいま議題となりました議案第140号公の施設の指定管理者の指定についてについてご説明申し上げます。

議案書の364ページをごらん願います。

本案は、地方自治法第244条の2第3項及び横手市十文字町仁井田総合コミュニティセンター設置条例第6条の規定により、横手市十文字町仁井田総合コミュニティセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

当センターは財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用しまして、平成6年12月に建設されたものです。管理運営につきましては、平成18年6月までは仁井田総合コミュニティセンター管理運営委員会に管理委託をしておりましたが、地方自治法の改正により、その後は市直営で管理をしております。現在、集落会館的な使用形態であることから、平成25年4月より集落自治会に指定管理をお願いしようとするものでございます。

なお、本年9月定例会におきまして、指定管理者による管理が可能となるよう、横手市十文字町仁井田総合コミュニティセンター設置条例の一部改正を議決していただいております。施設の名称は、十文字町仁井田総合コミュニティセンター。指定する団体の名称は仁井田自治会。指定の期間は平成25年4月1日から平成32年3月31日までの7年間でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第141号～議案第144号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第28、議案第141号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（いきいきの郷）より、日程第31、議案第144号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（鶴寿苑）までの4件を一括議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第141号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてから、議案第144号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてまで、一括して説明いたします。

議案書の365ページからになります。

横手市では、特別養護老人ホームとデイサービスセンターの介護福祉施設について、指定管理者制度を導入し、社会福祉法人による専門的な技術や経験を生かした管理運営を行ってきております。しかしながら、将来とも指定管理制度を継続していくか、または社会福祉法人に施設を直接運営していただくかについて社会福祉法人の意向なども聞きながら検討してきたところでございます。そこで、より質の高い介護サービスの提供と今後の施設の改修などを考えた場合に、社会福祉法人への施設の譲渡の協議を進めることが望ましいのではないかと判断いたしましたところでございます。

そこで、平成25年度中に譲渡に向けた協議を進めるため、平成20年7月1日から平成25年3月31日までの指定管理期間となっている特別養護老人ホーム、シルバードームいきいきの郷、雄水苑、憩寿園、鶴寿苑の4施設について、現在指定している社会福祉法人との指定管理期間を1年延長いたしたく、本議会の議決をお願いするものでございます。

なお、譲渡の詳しい内容につきましては、今後協議を進めてまいるということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

特別養護老人ホームの4施設の指定管理の決算状況は、平成20年度から23年度まで、すべての法人で黒字決算となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） まずは、今回この4施設をなぜほかの平成26年3月31日まで合わせる必要があったのか。ということは、指定管理は平成20年から始まっているわけでありまして。その条件が今やろうとしている状況を述べられて指定管理に入ってしまった。今の譲る理由づけの中で、公よりも民の活用を生かしてという今部長がお話しなされた形で指定管理に入ってしまったわけでありまして。そういう部分の中で、延ばさなくてもやればやれたのではないかと。期間的猶予の中で。

それからもう一つは、指定管理はやはり公募が原則だという部分の中で、どうもちゃんとした説明を今一度お願いをしたいと思ひます。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 特別養護老人ホームにつきましては、この4施設のほかに来年度指定管理の満了を迎える2つの特別養護老人ホームとデイサービスセンターがあるわけございまして、市内に社会福祉法人は、現在これを持続している法人とまた新たな法人もあるわけございまして、そういった協議を全部、特養6施設とデイサービス3施設、一括して譲渡の協議に入りたいというようなことございまして、来年度指定管理を終了する施設と今年度終了する施設と、指定管理期間を合わせまして、25年度中に一括して協議を進めてまいりたいということで、今回1年間の延長ということで議決をお願いしたいというような状況でございます。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 一緒に譲渡するというだけの理由のようではすけれども、その点ちょっと疑問が残りますし、これは、専門は委員会がありますので委員会をお願いしたいと思います。

それで、直接管理運営という表現がありました。直接管理運営。これがどういうことなのかということでもあります。まず、この形の中で施設の譲渡に関してですけれども、現在の施設は今やられている指定管理者に対しての指定なのか、指名譲渡なのか、まずはお伺いします。出てないとしたらその方向性もお願いします。

それから2つ目として、これは固定資産を省いた、要するに経営譲渡なのか、それとも固定資産を含む経営譲渡なのか、その方向性をお伺いしたいと思います。

それから3つ目についてですけれども、起債において、残っている残債についての扱いはどういうお考えを持っておられるのか。

それから4つ目、もう一つなんですけれども、指定管理していない施設が、直営の施設がありますけれども、その部分についての方向性についてはどうお考えなのか。以上4点お伺いします。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 今までの指定の部分につきましては、施設の所有は市でございましたので、例えば施設の大規模な補修等については市でほぼ9割方の経費を支出しているという状況でございます。管理運営そのものについては指定管理者が持っているということで、これまでも指定管理期間中も市からの支出はかなりの額としてあったというような状況でございます。今後考えますのは、資産の譲渡でございますので、建物については、これは無償譲渡という方向で検討してまいりたいというようなことでございます。県内のほかの、他市の状況を見ますと、やはり大仙市、湯沢市等においても無償譲渡という方向で譲渡しているということと、あとは、施設の建設に関しまして補助、それから起債等が入っているというふうな状況もございますので、同じような施設で同じような目的のために運営するといった場合は繰上償還等もないというような状況もございますので、こちらとしては無償譲渡という方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

あと、それで現在直営として運営している施設につきましては、これは大森地域の施設が残るわけでございますけれども、この部分につきましては、病院と一体とした地域医療、それから介護の連携した運営を行っておりますので、これは当分の間このまま継続してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 一番肝心な部分が抜けましたけれども、無償譲渡である以上、これは正直、各施設については全部公募ですね。新たに公募をすると、そういう考えですね。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 原則公募ということで現在は考えております。

以上であります。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） 今無償譲渡というお話がありました。その無償譲渡というのは、建設費の今まで返済について横手市から補助金が出ておったわけですけども、それが一切なくなるということなんでしょうか。そこら辺、もう少し詳しく、その無償譲渡の中身について説明願います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 現在、建物につきましては、取得額から減価償却後、評価額がございますので、資産については現在これぐらいの価格があるだろうという評価もございます。それから、市で建設したときの起債を起しておりますので、その残債もございます。ですから、無償譲渡ということになりますと施設は無償で社会福祉法人に譲渡するわけですので、残った起債の償還等については市がそのまま続けていくというようなことで考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 今現在の4施設については黒字だということなんですけれども、社会福祉法人については、まず1つは税金かからないのか、ということ1つ。

それともう一つは、例えば無償譲渡をしたとしても、建物とか土地とかありますので、当然固定資産税とかかかるはずなんです。無償譲渡したときは固定資産税などがかかりますか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ちょっと社会福祉法人の運営の収益のところの部分は、多分直接、介護保険事業だとすると税金はかからないと思いますけれども、ちょっと確認してみなきゃそこら辺はわかりませんけれども。

あと、土地、不動産に関しても特別養護老人ホーム等については、資産税はかからないというふうな状況でございます。

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） もちろんこの施設について指定管理料というか、費っていうか、出してますけども、黒字であっても今後指定管理料は出しますか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 今までの指定管理料という、指定管理料は出ておりません。この社会福祉法人に対してこちらでは出しておりません。ただ、職員を派遣している期間がございましたので、そのときは逆に社会福祉法人から市のほうに人件費分としてある一定割合をいただいているというようなことで指定管理を行っております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番(佐藤功議員) なかなか納得しにくい部分には、例えば、医療法人の興生会でやられている似たような施設でやすらぎっていうのがありますし、それから浅舞の西成先生がやっている西風苑とか、中身は多少の違いがあってもほぼ同じような目的で事業をやられているわけです。それで、税の使い方、公平さというものからいって、片方には建設費を市がすべて持つ。片方には特別なことがない。こういう税の使い方というのは、極めて普通なものなんではないでしょうか。そこら辺わからないんでお聞きします。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 特別養護老人ホームを建設した当時については、民間の参入がなかなか難しいということで、それぞれの市町村で設立したというふうなことで運営してきたものというふうにご考えております。老健施設等につきましては、それぞれ民間の医療法人等につきまして、その時点で収支を判断して、それぞれ建設をしてきたというような経緯があるというふうにご考えておりますので、現在介護保険事業が定着してまいりまして、収益事業として運営が可能となっている現在について、市町村がそのまま指定管理として施設を持ち続けて、施設を持っているということは今後それをすべて、また改築していくというような事業も発生いたしますので、今の時点ではそういった施設を今後改築する時点で市で保有するのではなくて、民間のそういう事業者任せまして、今後は民間でやっていくというような考え方を考えまして、今回譲渡に向けた協議をするというようなことをございます。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番(佐藤功議員) それじゃ確認しておきますけど、無償譲渡ということで相手方に譲渡します。建て替えのときは一切の補助金は出さないというふうに今私には聞こえたんですけど、そういうふうにご理解してよろしいんですか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 現在も特別養護老人ホームにつきましては、県等の補助金ある場合もございますので、民間の社会福祉法人であれば、国・県等の補助があれば、それを活用していただいて改築していただくということで、そのときになって市から、例えばごく少額、こうした設備であるとか、ある特殊な施設部分を持つので補助していただきたいという、それは将来になってみなきゃわかりませんが、原則としましては国・県等の補助を活用して施設改修等をしていただきたいというのが現在考えている仕組みでございます。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番(齋藤光司議員) 深く入らないつもりでしたけれども、せっかく今、後方支援をしていただいたわけですので。これを解決するには、非常に明確なやり方の中で、ちゃんとした施設ごとの資産価値を評価していただいて、それを最低入札基準にして競争入札をさせる。これが経済活動の原則で、これこそが一番明快な手法だと思っているわけなんです。ただ今の形の中でいってしまうと、平成20年、平成21年に新しい施設、それを指定管理したところが得だし、古しいどこ、持ったどこ損だとか種々の

さまざまな部分が出てくるわけですよ。だから、やるんであっても、これから温泉施設も含めてです。出てくるんで、あえてははっきりとした基準で納得のいくような、そういうやり方をさせていただきたい。その方向性について、どうかひとつご答弁お願いします。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 今おっしゃられたとおり、新しい施設は残存価格も高いということもありますし、起債償還もある。残っているということで、今後、例えば改築する期間もずっと将来的に長いということと、古い施設ですとそれが非常に近いというようなことで、その部分について、なかなか古い施設を引き受けてくれる法人がいるかどうかというようなことも今後検討課題ございますけれども、そういうものを含めまして、25年度中にちょっと協議を進めてみないとその部分はわからないというふうな状況でございますので、そういった無償譲渡をするにしても、それぞれの施設の残存価格等の額も違っておりますので、どのように取り扱っていくかというのは今後協議してまいりたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 余り追い打ちかけたくないんです。その協議という言葉が非常に、私からすれば変なつながりを感じるんです。要するに、経済活動をして、少なくとも今の国の経済対策にもありますよ。事業として成り立っているわけです。みんな赤字でなくて、今言ったとおり黒字で。そういう部分の中で、協議をするといったら、ここの、例えば横手の社会福祉法人に譲渡するんだと。全部とやらなければいけませんよ。でも多分、今やられている指定管理の社会福祉法人、多分、この1対1の協議になってしまうと思うんです。だから、やられている中身もわからないし、その資産価値も、やはり不公平感あるんですよ。現在やっているものとやっていないものも含めて。だからこそ公平に、ちゃんとした市が責任を持って、やるどころがなければ、持つところがなければ、持つところがないで、また新たな判断を考えればいいですよ。だからこそ、いつも明快な、言っているじゃないですか、指定管理は公募だと。そういうふうな中で、ちゃんとした資産価値はこれぐらいあるんだと。そういう形で明確にやっていただきたい。その協議はやるんであればみんなに、透明性を持った協議をしてもらわないと、非常にこれ不透明になってしまう。せっかくいいものも、それこそ悪くなってしまう。誤解されてしまう部分の中で心配しているわけです。その点をいま一度、答弁をお願いします。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 譲渡を考える場合には、やはり社会福祉法人につきましては、市内の社会福祉法人に限定して考えております。そうした場合についても、市内の社会福祉法人を対象にした説明会等でもこの施設については、こうした残存価格があると。この施設はこのぐらいの価値があつて、起債償還、これぐらいについても市でこれは償還していくものだということも開示しまして、ただ、古いものについては、そうした場合にもしかすると近々予想される大規模修繕等が発生した場合に、そうすれば市から援助が得られるのかどうかというようなことも、例えば発生するかもしれません。そうした場

合、どのようにして、たとえば今から数年間の大規模改修が発生する場合は市でどれぐらい応援できるかというような部分についても、今後、市内でも法人とも協議を進めるということでございますので、その辺はやはり協議の中で解決してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） いや、ますますわかんなくなった。無償譲渡だと。相手側に、簡単に言えばくれてやるのだと。持っていた借金は市で全て払ってくれるのだと。それで今度はくれてやったほかに、追い銭ぶって、そして大規模改修あれば市で補助金出すと。理屈合わねんだすよな。仮にですよ、なぜこのことを今しつこく話しているかという、今後の温泉施設の処理の仕方にも関係してくるんです。基本的にみんな同じようにやるのか、それとも別な手法をとるのか。どれが市としての税の使い方が公平なのか、そこら辺までかかわってくるもんだからしゃべってるのです。今大規模改修のことを言わねばいがあったども、たまたま大規模改修のことを言うもんだから話がこんがらがってくるわけです。くれてやった相手さ、元の借金ばなしてけるべし、そして大規模改修さは金を出してやる。理屈合わないんです。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 現在の4つの施設の中でも、あと起債償還が終了、今年度で終了する施設もでございます。そうした場合には、今後市からの起債償還はないというようなことでございますので、結局、建設してからかなりの経過年数もたっているということでございますので、今後修繕も予想されるというふうな状況でございますので、そうした場合には、なかなか引き受ける法人がないといったことも予想されるわけでございまして。あと、一番新しく建った施設については、やはり償還額がかなりの額で残っているというふうなところもございます。特養については、運営していく上で黒字を出していくわけですので、譲渡をしてからはそれぞれ建物施設の減価償却の処理もできるわけでございますので、やはりその期間が非常に短い場合には、なかなか引き受け手の法人も難儀するんじゃないかというような見込みから、現在そのようなことも想定されるということをご説明したものでございますので、先ほど、残存価格にさまざま差があるというふうなこともございますので、現在、全く価格のところを考慮しなくていいのか、それとも、やはり近々大規模改修予想されるところはそういったものについてもある一定の加味、考慮しなきゃいけないかということについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤清春 議長 25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） 別な話になるんだけど、さくら荘、あつという間に良くなったよな。経営的に。なぜかという、結局、建てたときのもう減価償却が終わっているわけだ。したがって、今譲渡する施設も、これから減価償却していくわけだから、時間がたっているとは言いながら、このところがまるっきりもうけになっているんですよね。それがさくら荘を見る限りそのとおりなんです。それに、

大規模改修のときにどうしてお金をやらなければ、市がお金を出さねばならないか、それが無償譲渡なのかという、全くわからないんですよ。もうちょっとわかるように説明してください。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 そういったさまざま、皆様から寄せられたご意見もあるということで、今後、そういった皆様のご意見を参考にしながら、今後譲渡に向けて協議してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、この譲渡につきましては、来年度入りましてから早々に協議を行いたいと考えておりますので、節目節目でどのような進行状況かを皆様にご報告もしながら譲渡を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 今まで市でも第3セクターでもいいんですけども、現在黒字だと。市でやると指定管理料をやりながら、またそれに追い銭を打たなければできないような状態。今民間がやったら黒字だということについて、何か感想はありますか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 やはり、指定管理者から、管理の法人からの報告等によりますと、収益に対する人件費の比率等を見てみますと、平均してやはり5.8%ほど縮小されているというような状況もございまして、その辺の収益に対する人件費の割合等がそういった黒字を確保できるというふうな状況になるのではないかとこのように考えております。

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 8%経費が削減になったということはどういうことですか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 特別養護老人ホームをすべて正職員、全員正職員で運営していたわけではございません。やはり正職員の割合と非常勤の職員を組み合わせ、施設を運営してきておりました。とは申しましても、やはり民間の社会福祉法人の給与体系と市の職員の給与体系では差があるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第145号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第32、議案第145号横手市土地開発公社の解散についてを議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 議案集の370ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま議題となりました議案第145号横手市土地開発公社の解散についてをご説明申し上げます。

横手市土地開発公社の解散につきましては、9月定例会補正予算措置によりまして、保有地は10月2日に土地売買仮契約を締結いたしまして、10月臨時議会で土地取得議案をご承認いただきました。解散の条件であります保有地の処分、それから借入金の返済が10月30日で完了いたしましたので、土地開発公社では11月7日に理事会を開催し、土地開発公社解散の同意案件を満場一致で議決いたしております。これを受けまして、本日土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第146号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第33、議案第146号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更に
ついてを議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第146号平成24年度横手市市営温泉施設特別
会計への繰入額の変更についてご説明いたします。

議案の371ページをお開きください。

平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への平成24年度横手市一般会計からの繰入額1億7,605万
1,000円以内を170万4,000円追加して、1億7,775万5,000円以内に改めることにつきまして、地方財政
法第6条の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

主な内容は、ゆっふるでボイラーや循環設備等を補修する経費でございます。

詳しくは議案第153号の市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）で説明いたします。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後 2 時30分といたします。

午後 2 時 2 0 分 休 憩

午後 2 時 3 0 分 再 開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 1 4 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第34、議案第147号平成24年度横手市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第147号平成24年度横手市一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

それでは、予算議案集の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,265万6,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ530億6,327万8,000円に定めようとするものでございます。

次に第2条でございますが、繰越明許費の補正でございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費のとおり、木造公共施設等整備事業など8件について翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めようとするものでございます。

次に第3条でございますが、債務負担行為でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第3表債務負担行為補正のとおり、わかりやすい予算書作成事業など3件を追加してございます。

次に第4条地方債の補正でございますが、7ページをお開きいただきたいと思います。

第4表地方債補正のとおり、地域総合整備資金貸付事業など2件を追加いたしまして、それから消防設備整備事業の限度額を変更するものでございます。

それでは、歳出の主なものについて説明いたします。なお、今回の補正でございますが、歳出全般にわたりまして決算見込みによります人件費の補正を行っておるところであります。

それでは、16ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、8目元気の出る地域づくり事業では、合計で606万1,000円を計上しております。このうち平鹿地域分では発電機付投光器購入など469万8,000円、十文字地域分では音楽祭補助などで118万8,000円を計上してございます。

次に、17ページをごらんいただきたいと思います。

同じく10目電算情報管理費で住民情報系運用管理費として1,239万円を計上してございます。これは障害福祉システムのデータ移行に係る業務委託経費などの補正でございます。同じくテレビ難視聴解消事業といたしまして710万7,000円を計上してございます。デジタルテレビ難視聴解消事業に係る雄物川地域、水沢地区の共聴受信組合への補助金でございます。

1つ飛びまして、19ページをお開きいただきたいと思います。

3款の民生費に入ります。

1項社会福祉費、2目障害者自立支援給付費で障害者自立支援給付費計上分といたしまして2,808万円を計上してございます。これは平成23年度分の国庫負担金の確定による精算に伴う国庫返還金などの補正でございます。同じく2目で自立支援給付費として7,221万7,000円を計上してございます。これは、これまで県の負担でありました18歳以上の障害児施設入所者分につきまして、自立支援法の改正によりまして自立支援サービス給付対応へと変更になったためでございます。市負担分等の増額補正となっております。同じく4目高齢者福祉でございますが、地域総合整備資金貸付事業といたしまして1億6千万円を計上してございます。これは社会福祉法人などが実施します介護施設建設に係る地域総合整備資金貸付金の補正でございます。2団体が予定されてございます。

次に、20ページをお開きいただきたいと思います。

同じく10目くらしの相談費で、移住促進空き家対策事業といたしまして120万円を計上してございます。これは市の空き家バンクに登録された物件を購入し、本市に移住する方を対象としたリフォーム経費や冬囲い、雪おろし支援に係る補助金でございます。

同じく2項児童福祉費、4目児童措置費で保育所運営費といたしまして4,334万7,000円を計上してございます。市立保育所の新規入所児童の増などに対応した運営費負担金の増額補正でございます。同じく3項生活保護費、1目生活保護総務費で、生活保護平常業務分といたしまして4,658万7,000円を計上してございます。これは23年度事業費の確定に伴う国庫支出金の返還金の補正でございます。

次に21ページをごらんいただきたいと思います。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費で保全センター共通管理費といたしまして817万7,000円を計上してございます。これは南部環境保全センターのごみクレーンの修繕経費などの補正でございます。

次に22ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で中山間地域振興対策費といたしまして126万1,000円を計上してございます。これは、これまでに中山間地域等を直接支払交付金の交付を受けていた地区の一部について、農振区域内の農用地以外への農用地への交付があったということに伴います関係地区からの自主返還金の補正であります。同じく戸別所得補償経費安定推進事業といたしまして2,930万円を計上してございます。これは人・農地プランのアンケート結果などによりまして、農地集積予定件数が確定したことに伴う補助金の補正でございます。同じく4目でありますが、生産調整政策費でございます。309万3,000円を計上してございます。転作面積の確定に伴う県補助金の増額補正となっております。

ます。

次に、23ページをごらんいただきたいと思います。

6款2項林業費、1目林業総務費に森林組合出資金増資費といたしまして426万2,000円を計上してございます。これは横手市森林組合の増資分の補正でございます。

続いて7款商工費、1項3目観光費にフィルムコミッション事業といたしまして1,219万2,000円を計上してございます。これは韓国ドラマ「アイリスⅡ」の市内撮影等に係る経費の補正でございます。

24ページをお開きいただきたいと思います。

8款に入ります。土木費2項道路橋梁費、2目道路維持費で、街路灯・防犯灯管理費といたしまして1,028万円を計上してございます。電気料の値上げによる増額補正となっております。同じく3目道路新設改良費で、横手地区中学校統合事業といたしまして1,900万円を計上してございます。これは静町赤坂線の歩道設置事業に係る防雪柵設置工事費の補正でございます。

25ページをごらんいただきたいと思います。

9款消防費、1項3目消防施設費で消防施設整備事業といたしまして1,200万円を計上してございます。これは平鹿地域醍醐地区への耐震性防火貯水槽60立米1基の設置工事の補正でございます。

次に歳入についてご説明申し上げますので、前に戻りまして10ページをお開きいただきたいと思いません。

歳入のうち14款でございますが、国庫支出金では6,208万1,000円を計上してございます。これは障害者自立支援給付費負担金3,610万9,000円と、保育所運営費負担金1,991万1,000円などでございます。

15款県支出金をごらんいただきたいと思います。6,418万6,000円を計上してございます。こちらのほうも障害者自立支援給付費負担金1,805万4,000円と、戸別所得補償経営安定推進事業費補助金2,930万円などでございます。

21款市債のほうをごらんいただきたいと思います。1億6,660万円を計上してございます。これは地域総合整備資金貸付事業債1億6,000万円などでございます。

次に戻りますが、18款繰入金をごらんいただきたいと思います。1億8,035万8,000円のうち、財政調整基金から1億8,025万8,000円を繰り入れることにいたしまして収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。25番佐藤功議員。

○25番(佐藤功議員) フィルムコミッション事業1,219万2,000円ですか、これに対する経済効果というのはどういうふうに見ているのでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 前回のアイリスのときの経済効果ということで、秋田県内で2億円を想定しているようでございます。今回の想定につきましては、今のところ試算と委託をかけないとなかなか経

済的な効果というのが試算できないものですから、今のところは想定をしてごいません。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 3款1項10目、20ページですけれども、移住促進空き家対策事業120万、これ市長の所信説明にもありましたけれども、今現在進行形の中で我々の地域でもやっている。そして当該地域で、これは市長にお礼を申し上げたいんですけれども、やはり条例が解体するのではなくて、いかに世話に相手を説得して、納得させてという部分の中で担当の部署を設けていただいて非常に効果があった。これは新聞報道されなくても倒壊の危険のあった住居が私全域で見たわけでありませぬけれども、十文字の地区においては非常に促進された。そういう部分の中ではありがたいんですけども、一歩進めた所信説明にあるこの空き家バンク制度の中の空き家リフォーム等補助事業、この中身についてちょっと説明してください。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 所信の中でも一定程度述べられて、市長からお話しありましたけれども、いづれ今議員がおっしゃったとおり、できるだけ危険空き家を起こさないということで、まず1つはそのバンク制度をつくったわけです。それは市内の不動産業者の皆様からご協力いただきながら、空き家を持っている方、所有者の方、それから空き家を欲しいという方をつなげるということで市のくらしの相談課が仲介役に入りながら、民間の方と協力をしながら、できるだけ空き家をつくらないということがまず第一義です。それに移住促進の事業とあわせようということで、空き家バンク等の状況についてはまだ始まったばかりで登録している方がごいませんけれども、ホームページで状況がわかるような設定を既にしております。今でも市のホームページを見ればそのコーナーが見られますので、移住促進を含む方についてはそのホームページですとか、またほかの手段もいろいろ今検討しておりますけれども、情報を発信しながら、その空き家バンク制度にプラスして移住促進するために今回補正予算のお願いをしております。

移住する方につきましては、その空き家をリフォームする補助をまず100万円分、この120万のうち100万円を上限として1件リフォーム分を想定しています。それから、なかなか雪に不慣れな方も移住の方にはおられるかもしれないということで、雪囲いとか雪おろしの支援をするということで、一冬分ですけれども1件20万円という部分を上限に補助金を出しながら移住促進を図ってみたいという、ある意味チャレンジする政策になっておりますけれども、そういう内容で今回ご提案しておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） じゃ、期待していますので、まずよろしくお願いいたします。

それからこれに関連して、市長の報告にもありました、そういう部分の中で、この空き家対策の老朽危険空き家対策事業の解体の補助金ですよ、これが30万円非常に有効に活用されている。それは非常にありがたいことなんですけれども、要綱の中でどうしても理解できない部分がある。それがどういうこと

かという税の滞納について、これはやはり税を滞納している人には申しわけないけれどもというのは、これは理解できる。ただ、解体業者が市内業者に限るといふ部分の中に、私はこの空き家対策については、近隣も含めて安心・安全対策が一番だと思っています。そういう部分の中で、経済対策と結びつけたい気持ちわかりますけれども、これを必須条件としたために今現在、解体作業中です。今もアイエヌジーです。本当に難儀しました。そういう部分の中、なぜこれを、確かにわかりますよ。気持ちはわかるけれども、この事業の主体はやはり近隣住民の安心・安全ではないかと。全部が全部で市内業者を使ってくれればいいんだけど、種々の事情の中でできない理由もあって、やられたものに対して補助できないと。要綱があればそのとおりですね。窓口では。ここの部分が非常に私からすれば使い勝手が悪いし、趣旨からしても合わないんでないか。ここについてひとつご答弁お願いしたい。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 現在の補助要綱については、議員がおっしゃるとおりできるだけ市内の業者の方をお願いしたいということで基準を設けております。市内の業者の方以外の技術を求めるような大きな倒壊、空き家の処理ということは一般的にはないのかと思いますけれども、今初めて市外の方の業者の利用という話をいただきましたので、改めて検討させていただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番(齋藤光司議員) ということは、これ私欲というかそういうことじゃなくて、どうにもならないという部分の中で、地域で何とかしよう、地域みんなで何とかしようというときに、相続人とか、その持ち分の責任の形の中でやらせる施策とついでにありますが、もう一歩今の議会の研修に来てくれる中でも、この空き家対策事業というのは今一番なんですね。ほかの市から来てくれる。そういう部分の中で、一歩進んだ形にしたいという思いの中で言うんですけども、どうにもならなくて、地域でやらなければならないときの市としての支援体制、これも今一歩考えていただきたい。外側、それから中身、そんなにお金かけなくてもできる対策というの非常にあるんですね。今まで手をかけてきて。どうかひとつ、このことも検討していただきたいと思います。これは要望ですのでよろしくお願いします。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。22番寿松木孝議員。

○22番(寿松木孝議員) 先ほども出ましたが、7款の3項のフィルムコミッション事業についてちょっとお聞きしたいと思います。

これ先般、私も新聞紙上で見たんですが、県の主導の中で行われたものかなというふうに思っているんですが、その内容をいま一度、詳しく教えていただけますか。何でこの金額がこういう形になっているかという詳細な内容を教えていただけますか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 この前の報道では、県の予算に3,824万円が今回の補正予算で計上されるというような形で新聞に報道がございました。これは主にアイリスⅡの経費ということで出すわけがございますけれども、横手市におきましてはことしの春に決めました観光計画の中で、海外からの集客、誘

致をしたいということで、その中にうたわれているということで、それからフィルムコミッションということで、横手をPRする中でそういう映像による露出が大変有効だということで、前々から探していた経緯がございます。そういう形で今回補正を上げさせていただいております。

内容といたしましては、ロケ班が100人ほど横手に、これは今現在正式に決まったわけではなくて、12月にそのロケーションハンティングといいまして、どの場所でどういう撮影をするかというような形の先行隊がまいります。この方たちが秋田県内の各地域を視察しまして、ここでこういう映像を撮ろうということを最終的に決定して決まるというような形になってございます。今現在私たちのほうで予定しているのは、横手市内に約100名の方、スタッフが大体、撮影するとなりますと、100名がワンパーティのようでございます。その7日間の経費を横手に泊まさせていただく経費等が主な経費でございます。これは横手市内を、雪のシーンでは横手市内を撮影していただくというようなことが前提になっていいますか、横手市内でいろんな撮影をしていただくというような形を想定しての経費でございます。それが横手市内で行われないということになれば経費もかからないというような形になるかと思えます。最終的にはそのロケーションハンティングで決まってから正式に横手でやるかどうか決まるというようなことでございます。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） どうなるかわからないのでとりあえず予算をつけたという形だというふうに今お話を聞いて思いました。その撮影班の滞在の経費だということであったようですけども、何といえますか、今社会情勢的に、非常に韓国との間が険悪になっているという、そのことも含めましてある一定の判断をしていかなければいけない時期に、ただ来ていただければいいといえますか、そういう形で判断しているのか、そこもちょっと疑問なところがまず1つあります。

それと、県側で決めたのである程度大丈夫だろうということで、こういう形で予算化に向かって動いているのかなというふうに思っているんですけども、その内容が全く暗中模索の中で、こういう事業という形で予算化されていく。そしてまたその中身がどういうものが撮影されるのかということも含めまして、全くわからない中での予算化というのは非常に、何かちょっと不可解なところもあるんですが、そこいら辺、もしわかる範囲内で判断した材料とかありましたら教えていただければと思います。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 今世間で話題にしております竹島問題等と国政の状況からいきますと、大変厳しい状態というような形の認識を私もしてございます。ただ、今現在その問題につきましては、韓国が大統領を決めるですとか、中国におきましても首相を交代する、日本の中でも政治的に選挙があるというような形で、どこの国におきましても領土問題につきましては、弱腰になりますとどうしても批判を受けるというような形で、強硬な路線になっているというような新聞の報道等ではそのような形になってございます。

そうした中で、外国との関係につきましては、10月29日第27回日韓観光振興協議会というのが函館で

行われてございます。この中で、日韓にはいろいろな課題がありますがけれども観光交流は原則としてそれに影響されずにやっていこうというような形の決議がなされてございます。これをも受けてございませし、また経済的には、日本、中国、韓国、この3国間の経済関係は隣国でございませので、やはり良好な関係を維持するというような形の立場から申しますと、政治的にはそのような状況でございませけれども、文化的にはやはり交流を続けていくべきではないかというような判断でございませ。

以上です。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） 関連して質問なんですけれども、では、このアイリスⅡに関しては、その当該自治体がお金を出すというのに比例して撮影時間とか決めているんでしょうか。もしこの1,200万を横手市で出さない場合は、横手市では撮影をしないという考えなんですか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 今回の撮影では、秋田県では第2回、全20回のうち2回分を撮影をするというような計画になっているようでございませ。その中で、雪のシーンというのは今のところ横手市だけというような形で、内々の打ち合わせをしているというところございませ。ただ、先ほど申したように、最終的な決定はロケハンが参りまして現地を確認しないと最終的な決定はならないというようなことございませけれども、秋田県等々との打ち合わせの中では横手市が最有力ということで現在進んでございませ。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） でもロケハンが来て、現地を確認してということで、まだ明確ではないわけですね。もしかすれば見た結果、ちょっと使えないな。それ、芸術ですから、文化ですから、演出する方がその映画の演出内容にそぐわないような状況だと判断すれば、それは横手市で撮影できないかもしれないですよ。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 横手市では以前からフィルムコミッションということで、さまざまなデータを蓄積してございませ。このようなデータを今回活用しまして、事前にこういう風景があるとかというような事前PRをしてございませ。そういう関係で最終確認に来るとというような位置づけで私どもは考えてございませ。

以上です。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） そもそも、それであれば出す必要あるのかな。この映画撮影が当該自治体が出すことを前提にしているのであれば、それはそれでわかるんですけども、作り手の判断で撮影場所も決めるということであれば、わざわざ横手市で出す必要もないんじゃないかなとも思うんですよ。その点についてはお話はなされたんでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 横手市の観光計画の中で、そういうフィルムに、映像で横手市をPRしているという計画になってございます。横手の観光、人集めは、PRの方法にはいろいろあるかと思えますけれども、そういうような映画等の話題の中に映像として出していただくということが横手市のPRにつながっていくと思ってございますので、今回の判断をしてございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。1番木村清貴議員。

○1番(木村清貴議員) 部長の話しを聞いていると国の役人の答弁を聞いているようでもやもやするんですけれども、竹島問題も含めて、きのうの新聞紙上でも隣国に対する感情が39%ほど落ちていると。そういう背景もある中で、我々はこの、言ってみれば100人を上げ膳据え膳で迎える予算を1,200万もつぎ込む。それが市民感情、国民感情からして、しかも、さっき佐藤功議員の質問の中で、その経済効果がわからない、計算していないという、そういう中でどういうものかなど。非常に判断しづらい。県とほかの自治体と委員会つくって進めるというような新聞記事もありましたけれども、もうちょっときちんとした根拠がないと、こういう予算というのがどういう根拠で出てくるのかというのが、市民感情からするとちょっと理解しがたいのではないかと私は思いますけれども、その辺どうですか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 まず、その国際的な問題、国民感情という問題でありますけれども、これは中国は極端でありますけれども、韓国において、そういう我々の国民感情にかなり触れる動きがあったわけでありまして、そういう意味では民族感情が高まったということは事実でございます。そしてまた、親近感を覚えないという比率が最近高まったというのも、これは客観的な事実かなと思います。

ただ、これまでの両国間の歴史だとか、あるいは政治を取り巻く状況を冷静に判断したときに、これから落ちつく方向に行くことだけは間違いないだろうというような判断を県もしているし、私どももしているわけでありまして。それとあわせて、この映画がアイリス、前作でありますけれども、アイリス、前の作品は大変評価あったわけでありましてけれども、国内からの観光客も非常に多かったということもでございます。我々としては韓国からお客さんに来ていただくということも期待いたしておりますけれども、このテレビが間違いなく国内でも放映されるだろうという中で、横手市の観光におけるPR効果は相当あるだろうというふうに思っておるところでございます。

ただ、ご指摘にもございましたそのことが、お金に換算した観光効果というのは、なかなか事前にははかりがたいのかなというふうに思います。そういう中で、部長のほうから現在試算していないと。事前に試算というのはなかなかできる話でないようでありまして、そういうふうな答弁になったわけでありましてけれども、期待しているわけでありまして、数字としては今の段階ではなかなか出しがたいところがあるのかなというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、国際的な問題はくどくど申し上げても何でありますけれども、やはりある程度長い目で見ること、あるいは自治体同士の良好な関係づくりという努力は、やはりこれは国対国の

問題と同時並行でしていかなきゃならない問題ではないかなと思います。どうも最近の韓国と日本の経済的な動きを見ますと、政治的な国際政治の面におけるこぶしの上げ方から少しずつ変わってきているかなと、そういう流れも感ずるところでございまして、いずれどなたが大統領になるのか、あるいは日本の国の首相がだれになるかわからないわけでありまして、そういう中で少し長いスパンで見ると、私は日本の国にとって良好な関係に戻るだろうというふうに判断いたしております。

したがって、こういうふうな予算措置をお願い申し上げた背景には、そういうふうな判断、国内における観光の面の影響、国際的な面の影響も考慮した中で予算措置をお願いしました。つけ加えますれば、秋田県としては多額の予算を計上して今議会にかかっているわけでありまして、秋田市においても1,000万を超える予算で補正予算を組むということで動いているようであります。意欲的な自治体とそうでない自治体があるのは確かにそうでありまして、県においてはソウル便というのを抱えている関係もございまして、円高でなかなか韓国からの客がふえないという状況はあるんでありますけれども、日本から出かけている観光客は少なくない状況の中で、為替の問題はなかなか論じたいところがありますけれども、秋田県挙げて、そして秋田市も横手市もこの機会に積極的に打って出るべきでないかと判断をしているということをご理解いただければなと思う次第であります。

○佐藤清春 議長 1番木村清貴議員。

○1番(木村清貴議員) その両国間の関係が改善されるだろうという点については、若干私とは見解の相違がありますけれども、新しい自民党政権が仮にできれば、ちょっと新聞にぎわしているように右傾化が進むというふうなことを考えると私はそうはならないという判断。

それから、これはアイリスⅡですから、1作目のときの経済効果というものは県できちんと計算できているのではないかと。その辺は県とほかの自治体と、そこがないとやはり、なかなか判断として前に進みがたいところがあると思いますので、そこは念を押して、やはり計算するべき、また説得材料として提示してもらいたいと私は考えますのでよろしく申し上げます。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 当然、これは県も県議会において十分な資料に基づいて、県議会のほうにお諮りする話でございまして、秋田市においても同様だと思います。その辺積極的にやろうという自治体で情報交換を少しいたしまして、委員会等々に詳しい資料をできるだけ出せるようにいたしたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。12番高橋大議員。

○12番(高橋大議員) また、引き続き関連してなんですけれども、まず確認なんですけれども、今回1,200万のこの予算、仮に認められた場合は前例となりますので、これから予想される経済効果なり、あと観光客の入り込み数の増とか、その期待値に比例した形でこの1,200万なので、もしそれ以上のものが期待できる映画が、またロケ地として横手市が選ばれる場合は延々とこういうふうな形で出していくという確認でよろしいでしょうか。国内の映画もありますので、ロケ地で選ばれれば、その分出すとなれば結構来るんじゃないですかね。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私もこの映画の制作の現場に詳しいわけではもちろんございませんけれども、制作費のごく一部でありますけれども、地元のPR効果を狙う自治体、あるいは企業等々タイアップする形でこういう映画づくりがなされているというのはよくあるようであります。その額が適当かどうかという問題だというふうに思いますけれども、これについてはフィルムコミッションとしては当市は後発の部類でありますけれども、先発しているフィルムコミッションは全国各地にございます。県内にもございます。こういうところがどういう基準で、そういう協力のあり方、金額面を含めて取り組んでおられるか、これは我々やはりもうちょっと研究する必要があるだろうと思います。そういう中で、今議員からご指摘のあったこれ以降のことについては、今回のことも踏まえてお認めいただければ、もっとわかりやすいような予算の提示の仕方をしてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成24年度横手市一般会計補正予算（第8号）は29人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本補正予算は29人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議員全員の29人を議長が指名いたします。

◎議案第148号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第35、議案第148号平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第148号平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ908万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,199万7,000円に改めようとするものであります。

歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に898万5,000円を増額しております。これは7月の保険料本算定による歳入の増額や出納閉鎖期間における過年度納付額を計上したものであるものであります。

次に、3款2項1目一般会計繰出金9万5,000円の増額ですが、これは前年度分の事務費を精算するために一般会計に繰り出すものであります。

次に、歳入を説明しますので、前の5ページをお開きください。

1款1項1目の特別徴収保険料から1,077万2,000円を減額し、2目の普通徴収保険料に1,813万3,000円を増額しております。これは7月の保険料本算定によるものであります。

次に4款1項1目繰越金ですが、171万9,000円を増額しております。これは広域連合に納付する出納閉鎖期間における過年度分の保険料と一般会計に繰り出しする前年度の事務費精算分となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第149号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第36、議案第149号平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第149号平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算書の1ページでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ438万2,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ104億9,241万1,000円に定めようとするものでございます。

補正の内容について説明いたしますので、初めに3ページをごらんください。

初めに、歳出では1款総務費に108万2,000円を計上しております。これは非常勤職員の社会保険料の不足分などを補正しようとするものでございます。

2款の保険給付費では、給付費全体での増減はございませんが、1項介護サービス給付費を7,931万4,000円減額いたしまして、2項介護予防サービス等諸費に4,150万4,000円、4項特定入所者介護サービス等費2,746万6,000円を計上するなどしております。これは介護事業計画に比べまして実際の平成24年度中の要介護1の認定者のサービス給付が少なく、要支援認定者のサービス給付が増加したことと、サービスを受ける対象者の所得の関係から、介護給付の軽減措置を受ける対象者が増加していることによるものでございます。

4款の地域支援事業費では、地域包括支援センターの職員の人件費の調整により643万1,000円を減額しております。

2ページをごらんください。

歳入では、地域支援事業費の財源負担割合に応じまして、3款国庫支出金、5款県支出金、8款繰入金等を調整するなどして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第150号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第37、議案第150号平成24年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第150号平成24年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算書の1ページでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ299万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ3,221万1,000円に定めようとするものでございます。

補正の内容について説明いたしますので、2ページをごらんください。

初めに、第1表歳出では、1款介護保険サービス事業費に299万2,000円を計上しております。これは要支援認定者数が大きく伸びておりまして、介護予防支援計画の作成委託経費に不足が見込まれることから、増額を補正しようとするものでございます。

上段の歳入では、1款サービス収入に同額の299万2,000円を計上いたしまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第151号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第38、議案第151号平成24年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第151号平成24年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算書の1ページでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ262万2,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ7億7,886万6,000円に定めようとするものでございます。

補正の内容について説明いたしますので、2ページをごらんください。

初めに、下段歳出では、1款総務費に106万5,000円を計上しております。これは職員人件費の過不足額の調整と落雷による雄水苑中央監視装置の補修経費でございます。

2款サービス事業費では368万7,000円を減額しております。これは白寿苑の職員人件費について調整するものでございます。

上段の歳入では4款繰入金で一般会計繰入金を356万7,000円減額し、6款諸収入に災害共済金を94万5,000円計上いたしまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第152号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第39、議案第152号平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第152号平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算書1ページでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ5億770万1,000円に定めようとするものでございます。

補正の内容について説明いたしますので、2ページをごらんください。

初めに、下段歳出では1款総務費で30万円を計上しております。これは非常勤職員の社会保険料の増額見込みによる補正でございます。

2款のサービス事業費では人件費の歳出組み替えを行っております。

上段の歳入では、3款繰入金に一般会計繰入金として30万円を計上し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第153号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第40、議案第153号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第153号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ432万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億965万3,000円に改めようとするものでございます。

歳出について説明いたしますので、6ページをお開きください。

1 款施設経営費、1 項施設経営費、1 目雄川荘経営費で、エレベーターの停電時自動着装置用のバッテリーの交換、並びに平成23年度の消費税の確定によります不足分を計上してございます。2 目さくら荘経営費には、同じく消費税の確定分の不足分を計上してございます。3 目ゆっふる経営費には、ボイラーや循環設備等補修する経費、また、浄化槽のプロアーポンプを交換する経費を計上してございます。4 目えがおの丘経営費では、送水加圧ポンプユニットなどの補修経費を計上してございます。

歳入について説明いたしますので、1 ページ戻って5ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金にゆっふるに係る経費170万4,000円を計上してございます。

そのほか、4 款繰越金により歳入歳出の均衡を図ってございます。内訳は記載のとおりでございます。

以上説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第154号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第41、議案第154号平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第154号平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ930万円を追加し、総額を5億7,342万7,000円に改めようとするものでございます。第2条は地方債の補正でございます。

3ページをお開き願います。

集落排水事業の限度額を8,830万円から9,240万円に変更しようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

歳出からご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

1款2項1目管渠費では、マンホールポンプ修繕料が不足したため、工事請負費から修繕料への歳出組み替えでございます。

次に2款1項1目集落排水施設事業費では930万円を増額しております。これは地域自主戦略交付金の増額により、金沢地区農業集落排水事業での設計業務委託並びにマンホールポンプ1カ所の追加工事を実施しようとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、7ページをごらんいただきます。

上段の3款1項1目集落排水事業県補助金では、歳出で申し上げましたとおり、地域自主戦略交付金の増額により415万円を追加しようとするものでございます。

下段、8款1項1目下水道債に410万円を、それから中段6款1項1目繰越金に105万円を増額して収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第155号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第42、議案第155号平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第155号平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

第1款市立横手病院につきましては、収入の補正はなく、支出では補正額がゼロになっておりますが、これは医業費用の予算の組み替えを行うものでございます。その内容でございますが、看護補助者等の増により報酬の増がありますが、常勤医師の減や育児休業者の増による給料等の減額によりまして給与費を7,510万円減額しております。一方、材料費では決算見込みによりまして、診療材料費、医療消耗備品費など2,170万円を増額し、経費では医療機器や地下タンクの修繕などによる修繕費の増、重油単価の増による燃料費の増、非常勤医師の増に伴う旅費、交通費の増などによりまして2,023万7,000円を増額しております。また、資産減耗費では、公用車や医療機器の除却のために3,128万9,000円を増額し、研究研修費では遠方での学会が多かったことから研修旅費を187万4,000円増額しております。

第2款市立大森病院では2,007万4,000円を増額しております。医業収益では、決算見込みに基づきまして外来収益を1,061万4,000円、その他医業収益を946万円増額するものでございます。医業費用では決算見込みによりまして、応援医師等の給与費を450万円、診療材料費を500万円、重油及び在宅酸素等の経費を1,057万4,000円、それぞれ増額するものでございます。

2ページをお開きください。

第3条は資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

第1款市立横手病院につきましては、資本的支出におきまして建設改良費に5,800万円を増額しております。これは眼科の手術を行うための眼科手術用顕微鏡や白内障手術超音波装置などの医療機器の整備に係るものでございます。この財源として、資本的収入において企業債5,800万円を増額しております。

第2款市立大森病院につきましては、資本的支出におきまして建設改良費に216万円を増額しております。これは慢性閉塞性肺疾患等の患者さんに対応するため、人工呼吸器一式を購入しようとするものでございます。この財源といたしまして、資本的収入に国・県補助金216万円を増額しております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億6,036万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第4条は債務負担行為の追加を定めております。今年度市立大森病院では院内保育所及び職員更衣室等の整備を進めてまいりました。建築工事は順調に推移しておりまして、今月末の進捗率は建築本体、機械設備工事が95%ほど、電機設備工事が97%となる見込みでございます。

院内保育所は保育内容に高い専門性と業務の安定性が求められますことから、公募型プロポーザル方式の方法により運営形態を外部委託することに決定いたしました。公募いたしましたところ7社より参加申込みがありまして、その後のプレゼンテーションを経まして、受託候補社1社を決定しております。債務負担行為の期間は、平成25年度から26年度までの2カ年間。限度額につきましては15名定員にいたしまして、単年度1,890万1,000円の2カ年分の3,786万2,000円としようとするものでございます。

3ページ、第5条は、起債の目的、限度額を改めるもので、市立横手病院におきまして医療機器整備事業の限度額を変更しております。第6条は職員給与費を市立横手病院は27億9,639万円に、市立大森

病院は13億5,831万4,000円に改めるものでございます。第7条は棚卸資産の購入限度額を15億8,893万3,000円に改めるものでございます。

4ページをお開きください。

第8条は重要な資産の取得を定めるものでございまして、市立横手病院において眼科手術用機器の取得について定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第156号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第43、議案第156号平成24年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第156号平成24年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

水道補の1ページをお開き願います。

第2条は資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

第1款資本的収入の総額35億5,572万6,000円に2,400万円を増額し、収入総額を35億7,972万6,000円に改めようとするものでございます。第1項企業債2,400万円の増額は、利率5.2%の政府資金1件について平成25年3月に繰上償還を行うための償還財源として、新たに低利の企業債を借り入れしようとするものでございます。

次に、第1款資本的支出の総額46億8,164万8,000円に2,463万8,000円を増額し、支出総額を47億628万6,000円に改めようとするものでございます。第1項建設改良費50万円の増額は、決算見込みに基づく職員人件費の補正によるものでございます。第2項企業債償還金2,413万8,000円の増額は、先ほどご説明させていただいた補償金免除繰上償還によるものです。なお、資本的収入が、資本的支出に対して不足する額11億2,656万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金を9億1,339万1,000円に改め、不足分を補てんするものでございます。

次に2ページをごらんいただきたいと思います。

第3条では、企業債の限度額を改めようとするものであり、繰上償還によりその財源として発行する借換債を追加計上しております。第4条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費、職員給与費の変更でございます。

なお、詳細につきましては、3ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は、建設常任委員会に付託いたします。

◎休会について

○佐藤清春 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明11月27日から12月2日まで6日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明11月27日から12月2日まで6日間休会することに決定いたしました。

12月3日は午前10時から本会議を開きます。

◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時34分 散会